

平成25年第5回那須烏山市議会9月定例会（第1日）

平成25年9月3日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 4時50分

◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
総合政策課長	坂本正一
総務課長	栗野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	小口久男
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	羽石徳雄
環境課長	小川祥一

都市建設課長	福 田 光 宏
上下水道課長	樋 山 洋 平
学校教育課長	網 野 榮
生涯学習課長	堀 江 功 一
代表監査委員	岡 敏 夫

◎事務局職員出席者

事務局長	平 山 隆
書 記	薄 井 時 夫
書 記	大 鐘 智 夫

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3 号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 7 号 那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 8 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 9 号 那須烏山市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第10号 那須烏山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第11号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 1 号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 2 号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 3 号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 4 号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 5 号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程 第16 議案第 6 号 平成25年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について（市長提出）

- 日程 第17 議案第12号 平成24年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（市長提出）
- 日程 第18 認定第1号 平成24年度那須烏山市一般会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第19 認定第2号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第20 認定第3号 平成24年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第21 認定第4号 平成24年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第22 認定第5号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第23 認定第6号 平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第24 認定第7号 平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第25 認定第8号 平成24年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第26 認定第9号 平成24年度那須烏山市水道事業決算の認定について（市長提出）
- 日程 第27 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（佐藤雄次郎） 皆さんおはようございます。傍聴席の皆様も大変御苦労さまです。日中の暑さもまだまだ続くようございますが、朝夕は秋の気配を感じる季節となりました。議員各位、また、執行部の皆さん、大変御苦労さまです。

ただいま出席している議員は17名全員でございます。定足数に達しておりますので、平成25年第5回那須烏山市議会9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長並びに代表監査委員の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る8月27日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長挨拶

○議長（佐藤雄次郎） ここで、市長の挨拶とあわせ、行政報告を求めます。
大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶]

○市長（大谷範雄） 平成25年第5回那須烏山市議会定例会の開会にあたりまして、御挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、御多用のところ、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

9月に入りまして朝夕は涼しい秋風が吹き始め、随分過ごしやすくなってまいりましたが、ことしの夏は全国的に記録的な猛暑でございました。気象庁の発表では、国内最高気温は高知県四万十市が41度を記録いたしまして、6年ぶりに埼玉県熊谷市と岐阜県多治見市の記録を更新し、35度以上の猛暑日となった地点も昨年を1割ほど上回っております。本市におきましても、8月11日に37.6度を記録し、熱中症による救急搬送も相次いだところであります。

思い起こしますと、昨年も記録的猛暑でございまして、本市の8月の真夏日は観測史上最多を記録しておりまして、年々夏の暑さが厳しさを増しているように感じられます。以前は、真夏でも30度前後の日が続きましたが、最近では35度を超す猛暑日が連続をしております、熱帯地方に位置します東南アジアより気温が高く、夏だけ熱帯化が進んでいるようだというような指摘もあります。

この暑さは、さまざまな消費動向にも影響が見られております。ビール大手5社による7月

のビール系飲料の出荷数量は昨年比べて3.3%増と好調でありましたが、また、電気事業連合会が発表いたしました7月の電力需要実績も昨年と比べまして2.5%増の702億キロワットと発表されております。

消費の動向は暑さの影響ばかりとは言えないようであります。先週末、政府は7月の主な経済指標を発表いたしました。全指標で全て改善されている内容でありました。デフレ脱却の目安となります全国消費者物価指数は2カ月連続で上昇し、個人消費の好調ぶりを示す家計調査は前年同月比0.1%増加、雇用情勢のよしあしを示す完全失業率は2カ月連続して改善し、労働の需給状況を示す有効求人倍率も5カ月連続して改善をしております。新設住宅着工戸数は前年比12%増と11カ月連続して増加をし、製造業の生産活動の動向を示す鉱工業生産指数速報は前月比3.2%上昇しております。

県内におきましても、7月の有効求人倍率は前月を0.1ポイント上回り、雇用の先行指標となる新規求人数、有効求人数ともに微増しておりますけれども、全国平均を下回っております。本市を含む地方におきましては、都市部あるいは大企業の動向から幾分明るい兆しを感じられるものの、まだまだアベノミクスの効果は実感できず、依然として厳しい状況にあります。

社会保障と税の一体改革関連法案の消費増税法に基づきまして、来春、消費税3%を増税するかどうかの最終判断も間もなく出されることになっております。政府が景気の動向をよく勘案しつつ、どのように決断するかは国民の最大の関心事になっておりますが、景気の状態を見誤ることなく、適切な判断をされることを切に望んでおります。

このような中、いよいよ実りの秋を迎えまして、黄金色の田園風景が美しい時期となりました。農林水産省が発表いたしました25年産米の作柄状況で、本県はいずれも平年並みで平成23年の原発事故以来、心配をされておりました放射性物質も検出されませんでした。ことしの米価は低下をすとの見通しもありまして、農家への影響が懸念をされているところであります。

市内に目を向けますと、夏の風物詩ともなっております恒例の山あげ祭、いかんべ祭が7月、8月と続けて開催をされ、県内外から多くの観光客が本市を訪れました。特に、ことしはJR烏山線開業90周年を記念いたしまして、例年以上に盛大な内容で開催をし、山あげ祭は7万5,000人、いかんべ祭は1万8,000人の観客を市内に迎え入れました。

国の重要無形民俗文化財として450年の歴史、伝統を誇る山あげ祭、そして、市民による市民のための新しい文化を発信し続けるいかんべ祭と、生い立ちも手法も全く異なる2つのお祭りですが、いずれも市を代表する観光、文化資源として長く伝えてまいりたいと考えております。

それには、祭りの裏方で活躍をいたします市民の皆さん、山あげ祭で言うならば若衆関係者、

いかんべ祭なら実行委員会といったボランティアの皆さんが欠かせません。若年層を中心に人口が減少し、活動の活力となる人々が固定化する中で、いかに人材を育成するか、大きな課題と考えているところでございます。

さて、9月に入りましても、日中はまだまだ暑い日が続きます。朝晩との気温差が大きく、体調を崩しやすい時期であります。議員各位におかれましては、各地域の敬老会、運動会、文化祭など多くの行事に御臨席賜る機会も多いかと存じますが、健康に十分に留意をされ、御活躍をされますことをお祈り申し上げます。

さて、今次定例会は、執行部より提案を申し上げます案件は、報告案3件、補正予算案6件、条例案5件、議決案1件、そして、各会計の決算に係る認定案件9件、計24件でございます。何とぞよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（佐藤雄次郎） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において

7番 高德正治議員

8番 佐藤昇市議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から9月18日までの16日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から16日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力願います。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（佐藤雄次郎） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第1号 専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、報告いたします。

専決処分の内容は、平成25年5月21日午前10時30分ごろ、市が管理する那須烏山曲田212-1付近の市道曲田線2032号において、ガードレール下の草刈り作業中、通行中の相手方の車両に草刈り機からの飛び石が当たり、左前フロントガラスに損害を与えたものがあります。なお、損害賠償額は相手方車両の修理費及び修理完了までの代車費用でありまして、合計損害額3万735円の全額を市が支払うことで和解が成立をいたしましたので、御報告申し上げます。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 内容はよく理解をしておりますが、この事故がありまして、事故後、防止策といいますか対策をどのようにとられたか。また、直営でやられる場合と間接的に各業者のほうにやっていただく場合があるかと思うんですが、そのうちのほうの維持管理をやられている業者のほうにも、こういう事故事例等を報告し、また、対策をしっかりとるような通達なり通知なりを出しているのかを伺いたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 渋井議員の御質問に答弁させていただきます。

事故がありまして、その対策について直営班と検討を協議しました。大きく分けて2点について今後実施するというところでやっております。

草刈りをしている脇に網戸を持った方を配置して飛び石を防ぐ方法。それともう1点は現在もやっているんですが、交通整理を作業の前後とか真ん中に配置をいたしまして、そこで大き

な声を上げて草刈りしている方に周知をして、作業を中断して飛び石事故を防ぐという2点について、直営班と打ち合わせして実施しております。

あともう1点の草刈りを業者に委託して、その通知ということなのですが、草刈り等については、現在、市でシルバー人材センターにお願いしております。今回のことをシルバー人材センターに通知をしておりませんので、至急直営班が実施しているような対策について通知したいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 通知をよろしくお願ひしたいということと、ネットを持ってやられて中断、交通量が少ないところは、あっ、ちょっと待ったというので、車が通ってからやれば大丈夫だと思うんですが、交通量の多いところはやはりネットを持つ。

そうなりますと、業務委託と申しますか、直営部隊だったら、その人材分を市が直接お支払いすればいいんだとは思いますが、シルバー人材センターとの契約がわかりませんが、余分な仕事というのではないんですよ。要するにプラスの仕事をした場合にお金が発生するのかと思うので、その辺の予算づけと申しますか、そういうのも十分考慮して、後で、いや、やったんだけどお金もらえないんだということはないとは思いますが、その辺もよく打ち合わせをしてもらって、トラブル等がないようにお願いできればと思います。答弁は結構でございます。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はございませんか。

17番 平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 専決処分の案件のうち、5月21日に発生した草刈り作業中の飛び石における通行車両に対する損害の補償ということでございます。フロントガラスはひびが入ったのか、陥没したのかよくわかりませんが、全面的に取りかえるというような中身なんでしょうか。それと、代車費用についても含めて3万円ということでは非常に安いように感じられるんですけども、どのような修理内容だったか、改めて説明をお願いしたいと思います。

さらに、この費用については、損害賠償の額については当然市の入っている共済のほうで補填されるということの理解でよろしいのかどうか、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 平塚議員の御質問にお答えします。フロントガラスは粉々に割れてしまいました。代車の費用なんですが、3日間の代車の費用9,000円ですね。含めてなっております。フロントガラスの製品等の取りかえを含めると3万735円、代車が9,

000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 保険のほうについて御説明申し上げます。市の加入しております保険は、今回適用になるのは全国町村会賠償保険が適用されます。この保険は賠償と補償からなりまして、いわゆる道路とか風水害による賠償と市の行う事務事業から発生する事故、それらにつきましては補償が適用になりますので、全国町村会のほうで100%負担ということになります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 専決処分の報告案件であります。関連して質問したいと思います。今は市の委託された方が3月21日ということで平日ですが、置きかえれば、草刈りは地域で自治会で市からの要請、安全美化運動で毎日曜日の朝やりますね。そうすると、草刈りも当然市道やるわけですよ。私も参加しますが、みんなでやれば怖くないから、みんな並んでやっていますが、結構危ないときも何回もあるんですよ。そういう対策というのは、1つ行政としては、自治会区長のほうにはどのような安全の方法でやっているのか、その1点をお聞きしたいと思います。

今、都市建設課長のほうからも報告があったけど、部落の場合は網戸とか交通誘導員というわけにもいかないんですね。そういうことについて、安全についてこれからこういう状況ですから、交通網が発達していますから、いつ、起こり得るかもしれないということは完全なる予想はできません。そういうことを、これから市としては業者側にどのような安全を訴えていくのか。その1点についてお伺いします。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 佐藤議員の御質問にお答えします。道路愛護会の作業ということだと思います。道路愛護会は各自治会につくっていただいて、年何回か草刈り、ごみ拾い等をやっていただいております。これは、県にも道路愛護会という組織がありまして、そこに入ってやっております。

県のほうが道路愛護作業中についての事故の保険に入っております。これは作業をやっている人のけがの保険しか入っておりません。あと、市は各道路愛護会に業務をお願いしておりますので、市町村の障害保険、物損保険、これが該当になります。あと、各自治会でも自治会の行事をいろいろやっていると。その行事について保険に入っております。保険の状況は、県、市あと自治会というふうに今、御説明しました。

あと、作業なんですけど、今回の件がありましたので、道路愛護会、河川愛護会の総会時には、作業中の注意事項を再度周知したいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はございませんか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 15番高田であります。ただいま上程中の専決処分案についてお尋ねをいたします。まず、刈り払い機の事故ですが、作業者本人の、例えば保護眼鏡、これを完全に着用するよう義務づけているのかどうか。まず、その点についてお尋ねします。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 高田議員の御質問にお答えします。ヘルメットとか手袋とかそういうものはやっているんですが、眼鏡についてはちょっと今把握しておりませんので、申しわけございません。

○議長（佐藤雄次郎） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） この5月21日の事故については、多分刈り払い機をスピードを上げて回転したんだと思いますね。そうすると、左側の方向へ飛んでいきます。ところが、ゆっくり動かすと、ちょうど自分のところへ小石とか刈り払い機のチップ、それが必ず飛んできます。ですから、私は必ず保護眼鏡はつけております。ですから、そういう注意は市民各人も、市のほうから注意を促すようにぜひ管理していただきたいと思います。答弁は結構です。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしの声がございます。それでは、報告案件でございますが、報告のとおりであります。報告第1号については、報告のとおりでありますので御了解願います。

◎日程第4 報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（佐藤雄次郎） 次に、日程第4 報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業

公社の経営状況説明書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第243条3第2項の規定に基づき、農業公社の平成24年度経営状況説明書が提出されましたので、報告するものであります。

那須烏山市農業公社は一般財団法人といたしまして、地域や地元自治体の要請を踏まえまして、農業の振興と農業者の経済的、社会的地位向上に寄与することを目的といたしまして、農地利用集積円滑化事業を初め、農作業受委託事業、病虫害防除航空散布事業などを主な事業として取り組んでおります。

特に、急速な地域農業基盤の脆弱化、農業労働力の高齢化、あるいは過疎化の進行といった状況において、農業公社はそれらを解消するための主たる労働力といたしまして、また、地域の活性化を担う組織として、農家の受け皿として、大きな役割を果たしております。

現在の財政状況は厳しい状況にありますが、平成23年度から本格的に取り組んでおります飼料用稲供給事業は順調でございまして、転作田の有効活用及び自給率向上策として安定的経営を目指すべく奮闘しているところであります。

詳細につきましては、農政課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 命によりまして補足説明をさせていただきます。

平成24年度の事業実績及び収支決算の概要につきまして申し上げます。主な事業実績でございしますが、農作業受委託の推進事業につきまして、水稻関係受委託事業が主なものとなっております。田植え関連作業につきましては、公社申し込み戸数が18戸、実績面積で15.8ヘクタールほど行っております。

稲の刈り取り作業につきましては、42戸の申し込みがありまして、25.4ヘクタールほど受託で作業を行っております。

また、病虫害の防除につきましては、那須烏山市農作物病虫害防除協議会から委託を受けまして、水稻、麦、大豆を対象に実施しておりまして、水稻の散布につきましては、南那須地区で735.7ヘクタール、烏山地区で659.8ヘクタールというような航空散布を行っております。さらに、大豆、麦散布は69ヘクタールを実施しまして、全面積で1,464.5ヘクタールの無人ヘリによる航空散布を行っております。

続きまして、市長からもお話がありましたように、本格的に平成23年度から取り組んでおります飼料用稲WCS供給事業につきましては、面積で28.9ヘクタール、販売ロールで1ロール300キロでございしますが、2,173個を管内の畜産農家等に販売をしてございます。作付け農家への所得補償交付金につきましては、2,300万円ほどが国から支払われて

ございます。なお、事業実績の詳細につきましては、事業報告書のとおりでございます。

次に、平成24年度の収支決算についてですが、法人会計基準の改正によりまして、必要書類は貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録となっておりますので、公社の財産状況の詳細としましては、経常収益合計で5,092万6,425円、経常費用合計額で5,163万1,279円、当期経常増減額としまして三角の70万4,854円ということになってございます。

以上で提案理由の補足説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件であります、この際、質疑があればこれを許します。

9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） それでは、何点か御質問をしたいと思います。

まず、貸借対照表の中の10ページ、11ページに分けて、正味財産増減計算書というのがございますね。これは一般企業で言うと損益計算書になるかと思うんです。それを見ますと、今、説明がありましたように、収益が5,092万6,000円と、経常損益が5,163万1,000円で70万4,000円のマイナスということで表示されております。

それで、その中の前に戻って貸借対照表の中の6ページ、これでちょっとお聞きしたいんですが、固定資産、基本財産ですね、これが前年度から300万円増加しております。これは、多分減価償却引当金から繰り入れしたものだと思っておりますが、その点ですね。増加した財源、それと、その下の特定資産875万9,060円、これが前年度からしますと316万9,834円が増えております。これについても、特定資産、今年度の減価償却引当金から繰り入れしたものだと思っておりますが、これは全額ではないんですね。この繰り入れ率は基準があるのかどうか。

減価償却は、これを見ますと、10ページで減価償却費が782万9,294円、それと11ページで真ん中の3,360円、これを足しますと783万2,654円ですね。そのうち、これが全額入っていない、そのうちから三百十何万円を繰り入れしたのかどうか。その基準があるのかどうかですね。それをお聞きしたいと思います。

それと、市のほうの一般会計の392ページに、農業公社に対する出資金、これが前年度までは1,500万円だったんですが、平成24年度で150万円繰り入れしているんですね。1,650万円になっています。この150万円というのは公社のほうのどこに入っているのか。市のほうからいただいたものですね、150万円、これはどこに入っているのかお聞きしたいと思います。

それと、10ページの受取補助金等で、受取公社運営費補助金、これが平成24年度で44万円、市から出ているんですね。554万円になっています。この補助をした内容ですね、

どういうのに補助したのか。それにつきましてとりあえずお尋ねをします。

この前の説明で、今まで財団法人だったんですが、今回、一般財団法人になったということをやちょっと聞いたんですが、一般財団法人になると所得税が課税されるような気がするんですが、その辺の考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 減価償却の引当金関係につきましては、議員御指摘のように、ページで言いますと10ページの中に減価償却費782万9,294円と、先ほどお話しされました3,360円というのがありますが、これは一般財団法人になりまして、その後ろの注記にもございますが、定額法による減価償却を実施しているということでありまして、数字上はそのルールに従いまして700何万何がしが計上されるわけですが、そのうちの一部300万円は、御存じのように1,500万円を10年間で150万円ずつ戻すわけだったんですが、それをなるべく早いうちに戻したいということで、その減価償却の七百何万円の余裕といえますか、その中から300万円を戻しているという形ですので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、決算書のほうなんですけれども、ちょっと決算書のほうを聞き漏らしてしまいましたので申しわけありません。市のほうからの10ページになります受け取り補助金等につきまして44万円増額されているのはということでございますが、これは事務局長の給与の定昇分、それから、低いではありますが、管理職という立場に位置しておりまして、それらの率から定額になった増額分がこの金額で増えておりますので、途中で補正をして交付しております。

それから、法人税関係でございますが、収益事業につきましては御存じのように、もう毎年、税金はかかってございましたが、その法人税関係につきましては、平成25年からですので、来年度から明確に数字上あらわれてくるということになるかと思えます。

大変申しわけありませんが、決算書のほうの……。大変申しわけありません。392ページで300万円戻しているのに150万円というのはどういうことかということでございますが、JAさんと旧南那須町で2,200万円と800万円を出資しているんですね。ですから、300万円も一応半分半分という形にとっておりますので、市のほうの1,500万円には150万円しかプラスされていない。全体的には2,100万円から2,400万円に戻っております。市の出資金の割合からすると、2分の1だけ返しているという形でございますので、農協分が150万円あるというふうに御理解いただきたいと思えます。

漏れはないでしょうか。以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ただいまお答えいただいたんですが、そうすると、来年度から法人税がかかってくるわけですね。そうすると、なぜ、この財団から一般財団法人にしたか。何も税金を納める必要はないということなんですが、これ、収益事業だけかかってくるんですが、それらの考え方ですね。県の指導があつてそうなつたと思うんですが、何も今まで所得税がかかっていない団体を所得税を納める団体に変えたのか。その辺、もう一度お願いしたいと思えます。

それと、この44万円、事務局長関係の手当ということですが、これは農業公社の給与規定というのはあるのかないのか。それとあるとすれば、例えば公務員の給与基準に準ずるとか、そういう規定があるのかどうか。それをまずお聞きしたいと思います。

それと出資金ですね、150万円。これは市の部分が150万円。そうすると、JAのほうへも150万円は戻ってる、戻っているというか、相対的にね。そういうことでいいんですね。それだけですね。なぜ一般財団法人にしたのか。それと、今の問題についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 一般財団法人に移行した経緯につきましては、県の関係各課、それから、県の文書学事課等々の指導がありまして、いよいよ一般法人で運営すべきであろうと。メリットとしましては、自分たちで販売できる権利が生まれるわけなんですけれども、那須烏山農業公社につきましては、農地利用集積円滑化団体という、もう一つの団体の許可を得ておりまして、これを受けておりますと、自分の公社自体で土地を持つことができないという縛りがございます。

したがいまして、公社が、例えばですが、農業委員会とか農政係のほうとかに、いわゆる集積事業の事務を移管したりすれば、この集積円滑化団体を削除すれば、自分たちの公社で土地を持って栽培したものが自由に販売できるということでございますので、将来に向けた考えもあつたのではないかというふうに考えておりますが、県の指導が主に大きな理由かと思えます。

それから、局長の関係の給与関係でございますが、一応那須烏山市職員の給料表を適用してございます。ただ、年齢、もとの職場にいた前歴換算等々を踏まえますと、かなり低い水準の給料表の位置づけで事務局長は働いていただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） そうすると、一般財団法人にしたというのは、その土地を持つことができる。そして、自由に販売できるというメリットがあるということですね。わかりました。当然、これ、法人税がかかってくるわけですが、今までの経過からすると、損益計算書を見て

も、これはマイナスだから、法人税がかかるようなことはないと思うんですが、これが大幅に収益が上がれば法人税がかかってきますから、その点はよく御検討を願いたいと思います。

以上、了解いたしました。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 私、よくこの農業公社、理解できていないところがありまして、とんちんかんな質問かもしれませんが、素朴な疑問ということで質問をしたいと思いますけれども、1ページの下の方の農作業受託推進事業というのがございまして、その中に黒丸が2つありまして、下の方ですね。農作業受託推進事業の推進及び啓蒙というのがありまして、その先のほうに公社業務推進協力員協力依頼ということがございます。そして、2ページの下の方、5番地域営農体制整備推進事業という中に、これも下のほうに33の農家集落（南那須地区）に、それぞれの公社業務推進協力員と、先ほど1ページのものと同じなんですけど、1名を委嘱し公社業務に大きな協力を得たということでございます。

南那須の公社だったので、南那須地区に公社の業務推進協力員1名を委嘱をしているのかなとは思いますが、これによりまして、公社のさまざまな業務が推進をできると仮にすれば、烏山地区なども入るべきではないのかなというふうに素朴に思うわけなんですけど、その辺の活動というか、考え方につきましてはどうなっているのか、ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） お答えいたします。

公社関係の推進協力員につきましては、事業の内容としましては、公社に確認しましたところ、航空散布が行われますよ等々のチラシ等の配布をお願いしているということでございます。したがって、これは農協の集落長さんという方をお願いしているということでございますが、内容的に判断しますと、お知らせ版等で十分対応できるのではないかなということで、実は先日、理事長、事務局長とも金額的に33万円ほど支出はされておりますが、謝金ですね。これは廃止して、旧烏山と同じようにお知らせ版等で周知もしくは農事組合長、南那須でいきますと今、申し上げた農協の集落長、協力員になるわけですが、回覧等でも十分対応できるのではないかなという考えでございまして、内容的にこれを見直すような方向で検討しております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 見直すということであれば結構なんですけれども、ダブってやらなく上手に何事もやれるような効率化を図って、こればかりじゃないんですけれども、効率化を図

っていただければなと思います。答弁は結構です。

○議長（佐藤雄次郎） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 前段2名の方の重複部分は避けます。触れられていなかった部分ということで、この防除の受託事業の中身をちょっとお聞きしたいと思うんですが、まず、機種といますか、ヘリコプターですね。後ろのほうの固定資産のところを見ると、R-MAX、これ、1,000万円からのものを購入して多分償却しちゃったんだと思うんですけども、実質公社所有機は1機なのか。あるいは2機、3機と持っておられるのか。実数をお伺いします。

そのほか、集団にも登録いただいて作業の協力をいただいていると思うんですが、幾つの集団、何機を稼働できる体制に登録いただいているのか。公社直の機種と集団からの登録の機種ですね。これをまず1点伺いたいと思います。

それと、防除協議会で面積等、個人面積をとりまとめ集計して、その委託を受けていると思うんですが、うち公社機種で何ヘクタール、その集団からの機種に外部委託という形でやられているのが何ヘクタールあるのか。こちらのほうも内訳をお願いできればと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） お答えいたします。

公社所有のヘリでございますが、今、お話がありましたように、アールマックスという1,000万円からのヘリが1台所有してございます。ほかの団体といますか、協力していただいている方々では、マックスが3台、小型機が1台、それぞれ所有していただいて御協力をいただいております。ただし、マックスの場合、500時間という法定点検がございますので、ことしはその年になってございます。来年度はその辺で300万円程度の支出が予定されてございます。

個人の受託面積割合につきましては、ちょっと手元にございませぬ。公社が何ヘクタール、その他のマックス関係で何ヘクタールかというのはちょっと今、資料が手元にございませぬので、後で御報告ということでお願いしたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） じゃあ、手持ちは1機ということですね。あと協力いただいているのが4機、最大5機で稼働しているということになるかと思います。

直の面積、集団委託の面積は結構です。後でお知らせいただければと思います。その直の部分と、委託の部分が10ページですか、事業収益の2,253万何がしと、次ページの委託費の1,659万円が出てくると思うんですが、委託費のほうは外部委託だと思いますけれども、これらの内訳、この差額は丸々公社機の働きとはなっていないんじゃないかなと。委託のほうも若干の手数料を取られているんじゃないかなと思いますので、先ほどの面積と一緒に結構で

すから、後ほど教えていただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 質疑はほかにございせんか。

8番佐藤昇市議員。

○8番（佐藤昇市） 1点だけお聞きしたいと思います。

正味財産の増減の計算書が10ページにあるんですが、当年度は554万円の市からの補助金ですね。そうすると、前年度が510万円で40万円プラスですね。ことし平成25年度の予算書を見ますと572万円、市からの補助金。前年度が528万円でまた44万円増えているんですが、その前年度の528万円というのはちょっと違うんじゃないかと。ことし挙がっている554万円が前年度の予算ではないのかなと私は思っているんですね。

平成23年、平成24年、平成25年という、平成23年度510万円で、平成24年度が554万円、そして今年度572万円と、こういうふうによりからの補助金が増えているわけですね。この考え方、これはずっとこういうふうが増えていくのか。いや、そうじゃない、これは今だけなんだよというのかどうか。ちょっとその辺、その2点についてお願いします。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 554万円に決算でなっておりますが、これは途中の補正でやっておりましたので、平成24年度の当初におきましては510万円で執行しております。したがって、決算において44万円の増という形でございます。平成25年につきましては、やはり定昇分等々の上限を見込んでおりまして、特別上げてやろうとか、そういう意図ではございませんので、御了承いただきたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第5 報告第3号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第5 報告第3号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第3号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成24年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率、その算定基礎事項を記載した書類について監査委員に審査に付しましたので、その意見をつけて報告をするものであります。

健全化判断比率等の4つの比率につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに該当ございませんでした。実質公債費比率につきましては9.4%で、対前年比1.0%減であります。これは平成8年度緑地運動公園整備事業及び平成11年度保健福祉センター整備事業の財源として発行いたしました地域総合整備事業債の元利償還金が、償還終了により2,828万8,000円減額をしたこと。また、交付税算入率の高い合併特例債の発行により、公債費に係る基準財政需用額が2,618万4,000円増額となったためであります。

将来負担比率につきましては55.7%で、対前年比2.1%増であります。これは交付税算入率の高い有利な起債の発行により、地方債残高に対する充当可能財源等は8億7,017万2,000円増額となりましたが、学校給食センター及び消防庁舎整備等に係る合併特例債や臨時財政対策債等の発行によりまして、地方債残高が10億1,840万2,000円増額したことが主な要因であります。

資金不足比率につきましては該当ございません。

平成24年度健全化比率につきましては基準を下回っておりまして、健全段階にあると言えますが、今後、合併特例債の発行による地方債残高の増額が予想され、財政調整基金の取り崩しなど、今後の財政運営は厳しい状況が予想されます。そのため、一層の行政改革に取り組み、健全な財政運営を図ってまいりたいと思っておりますので、何とぞ慎重に御審議を賜りまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。本件も報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、報告第3号については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第6 議案第7号 那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の制定について

◎日程第7 議案第8号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第6 議案第7号 那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の制定について及び日程第7 議案第8号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、2議案を関連がありますので一括して上程したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号と議案第8号については一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第7号、議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第7号は、那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の制定についてであります。本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴いまして、本市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進をしていくために必要な事項を調査、審議する機関といたしまして、那須烏山市子ども・子育て会議を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

子ども・子育て会議は、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度における事業計画策定や事業の進捗状況について調査、審議する機関として設置をするものであります。計画策定後も継続をして施策の実施状況等を調査、審議する役割を担うものでございます。

次に、議案第8号は、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。本案は、ただいま提案理由の説明をいたしました議案第7号 那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の制定に伴いまして、子ども・子育て会議の委員の報酬を設定するものであります。子ども・子育て会議委員の報酬を月額5,000円とするものであります。

以上、議案第7号及び議案第8号の提案理由を一括して説明を申し上げます。詳細につきましては、こども課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 命によりまして御説明を申し上げます。

議案第7号 那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の制定につきましては、国の子ども・子育て支援法が、平成24年8月から子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づきまして、市長が市長の付属機関として那須烏山市子ども・子育て会議を設置するものであります。

子どもを養育している方に必要な子育て支援を行い、一人一人の子どもたちが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、市の子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て会議設置条例を制定するものであります。

市の子ども・子育て会議では、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度で、市が平成26年中に策定いたします子ども・子育て支援事業計画について調査、審議をしていただくほか、計画策定後も子育て支援施策の実施状況調査、審議など、継続的に点検、評価、見直しをしたり、市長に対しまして、子育て支援について意見提案を行っていく役割もごさいます。

議案第8号では、那須烏山市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、那須烏山市子ども・子育て会議設置条例の制定により、会議の各委員の方に対しまして他の委員会、会議同様、日額5,000円の報酬を支給いたしますものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 本来国から来ているのは、待機児童のほうからの会議の案内が出てきていたと思うんですが、条例をつくるという制定のもとに。本市では待機児童がほとんどいないどころか、子供が足りなく、何て言ったらいいんですか、保育園や幼稚園の施設がどこも定員割れをしています。その状況だと、この会議の内容も全国とは全然違う内容になると思います。たしか栃木県の中でも塩谷町の中ではそれは問わない。そのかわり、違う方向にするというものが新聞に載っていましたが、いかがでしょうか。この那須烏山市としてはどのような方向づけを進めていこうとしているのでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 議員の御質問に対して御説明を申し上げます。

那須烏山市では、確かに待機児童はゼロなんですけど、那須烏山市の全体的な子育て支援に対

して、今回、平成26年度中に策定いたします子ども計画、支援全体をその子ども計画の中で検討するという形になりますので、国としては待機児童が主なんですけど、本市としては那須烏山市の全体的なことを考えまして計画を策定するものであります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） ということは、子育てもありますが、子供をつくってもらうということも含まれるのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） そのとおりでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） この子ども・子育て会議につきましては、6月議会で私、一般質問しておりますが、昨年の8月に社会保障と税の一体改革という関連のもとに、子ども・子育て関連3法というのが国会で決まって、子ども・子育て支援新制度というのを2年後にスタートさせるという内容でございます。

それで、主な子ども・子育ての新制度の施策は、親の働き方にかかわらず保育と幼児教育の両立が受けられる認定こども園の普及、相談や一時預かり保育などの地域の子育て拠点の充実。3つ目が待機児童の解消、これは我が市のほうではないということでございますが、4番目には、都市部や人口減少地域での少人数保育に公費で運営を補助する地域型保育の新設。こういうようなものを挙げております。それで、平成27年の4月からこの新制度が始まるわけでありましてけれども、それに向けて平成26年度に我が市の子ども・子育て計画を立てるといことだと思っております。

それで、15名以内としてこの子ども・子育て会議を今回、設置をしまして、その計画策定に向けて検討していただく。そして、平成27年度からは、それがスムーズに移行して進められるかどうかの点検、評価、見直し、検討もされるということだというふうに思います。

それで、この子ども・子育て会議15名以内の委員さんは、主に保育とか幼児教育とかこういうものの専門的な方々を当然配置されるのかなというふうにお見受けいたしますけれども、公募なんかもこの中には入るのか入らないのか。全体として子ども・子育て会議への参加者という方々はどんな方を予定しているのか。

そして、この平成26年度中に、本市の子ども・子育て計画を策定するわけでありましてけれども、これに向けておおむねどのぐらいの頻度で、例えば3カ月に一遍とか、毎月とか、その辺わかりませんが、どんな頻度でこの子ども・子育て那須烏山市計画をつくっていく考えなのか。その辺についてお示しをいただきたいと思っております。

さらに、今年度中には、市町村における電子システム開発経費等の支援費というのを国のほうでは予定していると思うんですね。そういうものを受けて、今、事務レベルではどんなことを準備されているのか。その内容についてもお示しをいただきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 平塚議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第1点目なんですが、委員の選考なんですが、まず、子供の保護者、それと子供関係の団体、福祉、保健、医療、教育関係者と一般公募から2名の方を公募しまして、15名以内で委員を構成したいと考えております。

この子ども・子育て会議につきましては、今年度3回を予定しております。まず、10月に第1回の会合を開きまして、委員の委嘱とかニーズ調査の内容等について一応御審議をいただく予定になっております。その後、ニーズ調査につきましては、11月から12月にかけて実施したいと考えております。そのニーズ調査の結果に基づきまして、1月か2月に、また会議を開こうか。3月にも開く考えで、今年度中に3回を今のところ予定しております。

続きまして、電子システム関係なんですが、今、事務レベルではちょっと内容等を検討しているところなんですが、平成26年度の当初予算でその費用については要求する考えでおりますので、よろしく願いいたします。

以上で御説明を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 大体内容はよくわかりましたが、いずれにしても、この子ども・子育て支援制度は全ての子供に良質な育成環境を保証し、一人一人の子供が健やかに成長できる社会の実現を目指すということで、質の高い幼児教育、保育を目指すとか、園の設置や手続の簡素化、財政支援の充実強化。2つ目は行政による認可保育所の仕組みの改善、保育所などの設置をしやすくする。小規模保育、家庭的保育など多様なものを目指す。3つ目には、子育て支援のニーズに応える放課後児童クラブ、一時預かり保育等の充実を図る。このようなものもメニューには挙がっているようでございます。

いずれにしても、質の高い一人一人の子供を健やかに育てる保育、幼児教育の環境充実は大いに結構なんですけれども、国の流れとしては、いわゆる保育に欠ける子供を預かるという、その今までの国の公的保育の役割は明記されずに、保護者と預かる保育所との契約というような形にされまして、例えば横浜市などはかなりの待機児童がいたんですけれども、ここ数年間で相当保育所をつくってあるいは設置を認めて、そして待機児童をゼロにしたということで、市長は大分豪語しているんですけれども、その中身を見ますと、やはり民間業者がどんどん参入できるように、例えば保育できる資格がなくても、本来市で公にやっている保育所であ

れば4歳、5歳児などは何人に1人ってありますよね、それが民間の場合には相当緩和するような中身になっておりますので、実際にはいわゆる待機児童ゼロと言っても、質の悪い保育がやられている問題もあるということもありますので、我が市にとってはそういう待機児童はありませんので、ぜひ公的保育というものを充実していただいて、本当に市の将来を担っていただくような一人一人の子供が健やかに成長できる環境をつくるために、行政のほうとしても御努力をいただきたいなと思ひまして、質問ではありませんが私の意見ということで申し上げます。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はございませんか。

3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 今、詳しく同僚議員からこの内容の話がございまして、私もこの子育て3法については一般質問をさせていただいております。我が市の特徴は、非常に優良な民間保育園、幼稚園がありまして、児童の減少とともに公的幼稚園、保育園と競合をしているような状況にある。どちらかといえば、民間の幼稚園、保育園のほうは古くからございまして、しっかりとした幼児教育、保育をやっていただいたところに、やはり人口増によりまして公的な保育園、幼稚園といいますか、そういうもともと南那須のほうは公的なものがあつた。烏山のほうはそういうところの経緯がございまして。

競争すれば、民間はつぶれ、公共が残るといふような姿に、単純に言えばなつてしまいますので、今までのそういう実績または今までのさまざまな内容をよく検討をさせていただいて、その民間の幼稚園、保育園、これの立ちようといいますか、あり姿、これもしっかりこの議題の中で検討をさせていただければなど。

両立できるのが一番いいわけがございまして、もし、あまりにも人口というか、子供の数が減少しまして両立できないというような場面も将来的にはあるのかなというふうに思ひますので、その辺まで踏み込んだ、今すぐ結論を出せとかというのではないんですが、踏み込んだところまでの考えが必要ではないかな。こういうふうには思ひますが、その辺のところをいかが考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 現在、委員の中に民間の保育園とか幼稚園の園長のレベルなのかちょっとわからないんですが、民間の方も保育園、幼稚園の方も入れて、検討してまいりたいと思ひしておりますので、渋井議員の言う内容については十分考慮して行つていきたいと思ひしております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 5番 久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今まで出た質問とちょっと重複するかと思うんですが、この那須烏山市子ども・子育て会議設置条例4条の委員の構成についてでございます。本市は今検討委員会なるものが市の中に恐らく13から14ぐらいあるかと思えます。大体私たちがはたで見ているところ、各団体の長が多く入っておられて、それで構成している。そこにまた一般の公募という形で一般の方にも入っていただいているわけでございますけれども。

今回のこの子育て会議においても、ぜひ要望しておきたいのは、一般公募の部分で既にもう何かの委員会に入っていらっしゃる方やなんかはあまりダブって、いくら公募で来ても認めないような、また子ども・子育てに関する委員会でございますから、先ほど課長が言われたように、今、子育て中の一般の市民とか保護者、医療関係についても福祉関係についても、現場でやっているような方の意見をすい上げられるような、そういうような委員会の構成をぜひともお願いしたいなというふうに要望しておきたいと思えます。

あまり肩書を持っている人だけでやっても形骸的になってしまいますし、また、事務局もそういう方々と事務的な文章で大体下案を出して、それを認めるか認めないかというような部分で動いているようなところが多いと思えますので、子ども・子育て会議につきましては、本市はどんどん子供さんも少なくなっているわけございまして、大変重要な会議だと思えます。機能的、機動的に動くような委員会構成にさせていただきたいと要望しておきますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） ただいまの久保居議員の意見、要望のとおり、尊重して計画を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はございませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 2点についてお伺いいたします。

まず、この第3条の中の法第77条第1項、これは昨年8月に成立しました子ども・子育て関連法案の中の1項ではないかと思えますが、具体的にどのようなことが規定されているのか。このことが1点。

それともう1点、市長は、子ども・子育て会議に対して、どのようなことを諮問しようとしているのか。こういった会議を1つ設置をするというからには、もう既にこの点とこの点とこういうことを具体的に諮問をしたいというような案があると思えますので、その辺のところをお伺いしたいと思います。

以上2点お伺いします。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 後段については私からお答えをいたします。

この子ども・子育て会議は、今、各議員からいろいろ御意見をいただいているように、市独自の、那須烏山市にふさわしいといえますか、そのような会議でありたいと念じております。具体的には、これからの2年間の中で、いろいろそういった独自の策が打てるような策を要望していきたいとこのように思います。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 中山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目なのですが、那須烏山市子ども・子育て会議設置条例第3条中、法第77条第1項各号の説明につきましては、法第77条第1項、市町村は条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めなければならないと規定されております。市はこの規定に基づきまして、子ども・子育て会議を設置するものです。

法第77条の各号では、子ども・子育て会議の事務、役割が示されております。まず、第1項では、市内にある認定こども園、幼稚園、保育園の利用定員の設定に関し意見を述べるということ、会議が意見を述べるということになっております。

続いて第2号では、子ども・子育て支援法の制定に伴いまして、市内に設置が見込まれる各施設、例えば小規模保育、これについては定員が6名以上9名以下とか、それと、家庭的保育、これは定員が5名以下という形になります。そのほか、居宅訪問型保育とか事業所内保育の各施設の利用定員の設定に関して、やはり意見を述べること。

次に、第3号では、市の子ども・子育て支援計画の調査、審議をし、意見を述べるということになっております。

続きまして、第4号では、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施設の実施状況を調査、審議するというところで、以上が第77条の第1項の規定で示されている内容となります。

次に、市長は、子ども・子育て会議に対し、保育、幼児教育の中でどのようなことを諮問するかにつきましては、市は、子ども・子育て支援制度の実施主体としての役割を担うこととなることから、次のことを子ども・子育て会議に対しまして必要に応じて諮問することとなっております。

まず、第1点が、先ほども申しましたとおり、平成26年度中に策定する那須烏山市子ども・子育て支援事業計画の策定についてということをお諮問いたします。

次に、就学前の子供の教育、保育のあり方についてをお諮問いたします。

3点目といたしましては、子ども・子育て支援新制度に係る市の各種子育て支援等の認可基

準及び給付の対象施設に対する確認基準のあり方についてということで、この子ども・子育て支援制度では、今までの認可外保育園であった小規模保育とか、家庭的保育に対しても児童1人当たりに対してお金を給付するような形になります。今までの認定こども園と同じような形になりますので、その給付枠等についてもここで諮問をするような形になります。

以上で主な諮問事項について御説明を終わります。以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 法第77条につきましては、ただいま課長から詳しく説明をいただきましたから、これは了解をいたしました。市長答弁にありました子ども・子育て会議に対しての諮問事項ですね。市長は市独自の策を諮問したいというんですが、具体的に私はお伺いしたいんですけど、この会議をつくって、今、那須烏山市ではこういうことが課題だ。だから、こことこことここを諮問して、この15名の委員で議論してもらいたい。こういうことがあるのではないかと思います。何かそういう部分があったらお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど、こども課長から、いろいろと策についての方針の答弁がございましたけれども、それらの中で那須烏山市の独自の策ができるように念じているというふうに申し上げました。したがって、このことの諮問等については、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） これは既に県内の26市町のうちのほとんど、今回のこの9月の定例会を含めると、大部分の市町村でもってこの条例を制定するわけなんです。このよその市町村でもつくったから、うちのほうでもつくろうというようなことで、つくっても後さっぱりこれが生かされていないというのでは意味がありませんので、この辺のところ、特に担当課長は十分よその状況なども把握しながら、生かされた条例としていただきたいと思います。強く要望いたしまして、答弁は結構です。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第7号及び議案第8号については、文教福祉常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号及び議案第8号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第9号 那須烏山市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第8 議案第9号 那須烏山市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第9号 那須烏山市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年3月14日の東京地裁判決により、成年被後見人に選挙権を認めない公職選挙法の規定は憲法に違反すると判断をされたことを受け、成年被後見人の選挙権の回復が図られるなどの公職選挙法の改正がなされたことに伴う条例の一部改正であります。

主な内容は、これまで市長及び副市長の期末手当の支給について、6月1日、または12月1日の基準日に在職をしている場合に支給されるほか、基準日前1カ月以内に成年被後見人となり失職した場合にも支給をされておりましたが、今後は成年被後見人になったとしても、自動的に失職とはならないことから、この特例規定を削除するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 本案の詳細につきまして御説明申し上げます。

まず、提案理由にもありました成年被後見人を簡単に説明いたしますと、成年被後見人とは、精神上的の障がいにより判断能力を欠く状況にあることによって、家庭裁判所の後見開始の審判を受け、後見人をつけられた者のことを言います。

この成年被後見人は、平成12年の民法改正によりまして創設されたもので、それ以前は禁治産者という名称でございました。公職選挙法では制定当初から禁治産者は選挙権及び被選挙権を有しないと定められておまして、平成12年に禁治産制度にかわり成年後見制度が導入されてからも、成年被後見人が選挙権及び被選挙権を制限されていることには変わりありませんでした。

ところが、先ほど市長の説明にありましたように、平成23年2月に成年被後見人である原告から選挙権があることの確認を求めた訴訟が提起されまして、平成25年3月14日、東京

地裁におきまして、公職選挙法の規定は社会的身分による選挙権の差別を禁じた憲法に違反するとの判断が示され、原告に選挙権が認められる判決が出たものでございます。

この判決を受けまして、国会では公職選挙法を改正し、成年被後見人の選挙権の回復を行うとともに、あわせて代理投票ができる要件も身体の故障または文盲により記載できない場合から、心身の故障その他の事由により記載できない場合に改められるなど、成年被後見人の選挙権の行使を控除した所要の措置が講じられたところでございます。

この法改正は、先に行われました参議院選により既に適用されているところであります。従来においては、成年被後見人には選挙権がありませんでしたので、自治体の市長、副知事や副市町村長等になることもできなかったわけでありまして、また、任期中におきまして、そういう状態になれば、当然失職するというようになっていたところでございます。

ごらんいただいています本条例の現行の第5条は、そういった成年被後見人になって失職するという事態も想定した条文構成をとっております。通常市長や副市長の期末手当につきましては、6月1日または12月1日の基準日に在職している場合に支給されますが、特例的な扱いとして基準日前1カ月以内に退職した場合や基準日前1カ月以内に成年被後見人となり失職した場合、また、基準日前1カ月以内に死亡した場合にも支給することになっていたものでございます。

しかし、繰り返しますが、先ほど説明しました今般の法改正によりまして、今後は成年被後見人になったとしても、自動的に失職にならないことから、ごらんいただいている本案はこの特例規定を削り、今後の市長や副市長の期末手当につきましては6月1日または12月1日の基準日に在職している場合にも支給されるほか、基準日前1カ月以内に退職し、または死亡した場合にも支給するという扱いにするものでございます。

最後に、施行日につきましては、公職選挙法の改正が既に施行されておりますので、公布の日から施行するというようにいたしましたものでございます。

以上、本案の詳細説明とさせていただきます。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第8 議案第9号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第10号 那須烏山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第9 議案第10号 那須烏山市企業立地の促進による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第10号 那須烏山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年度に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、栃木県と市町が共同で作成いたしました栃木県産業集積活性化基本計画の計画期間が本年3月31日に満了し、新たに栃木県と市町が共同で作成をいたしました新栃木県産業集積活性化基本計画が本年4月1日付で国の同意を得られたことに伴い、同計画に位置づけられた指定集積業種に属する事業を行う事業者が栃木県知事の承認を受けた企業立地計

画に伴い、大規模工場等を指定設置した場合にも、これまで同様に固定資産税の課税を3年間免除できるようにするための所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、商工観光課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 次に担当課長の詳細説明を求めます。

羽石商工観光課長。

○商工観光課長（羽石徳雄） それでは、命によりまして議案第10号につきまして詳細説明をさせていただきたいと思っております。

ただいま条例改正の趣旨につきましては、市長から説明されたとおりでございますので、私からは条例改正の経緯及び内容につきまして御説明いたします。

それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。平成20年度に栃木県と県内の市町は共同で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、栃木県産業集積活性化基本計画を策定いたしまして、平成20年6月16日に国の同意を得たところでございます。

この基本計画の策定、同意を受けまして、那須烏山市では企業誘致における立地支援制度といたしまして、法律第20条の規定に基づき、基本計画の期間内に同計画に位置づけられた指定集積業種に属する事業を行う事業者が設備投資額2億円以上の大規模工場等の設置をした場合、固定資産税の課税を3年間免除できるようにするため、本条例を制定いたしました。

本条例により課税免除した場合は、免除した税額の75%が普通交付税に措置され、また、課税免除した期間については、企業立地奨励金を市が交付しないということになりますので、財政上のメリットは大きいものでございます。

条例改正内容といたしましては、課税免除対象施設の設置期間を新たな基本計画に沿うよう、第2条におきまして、期間を平成25年4月1日から平成30年3月31日までに改正し、第3条では、見出しを課税免除の対象となる固定資産に改め、土地取得基準日を平成25年4月1日以降にする改正を行うものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されております那須烏山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を

改正する条例につきまして、ちょっとお聞きしたいと思います。

これは今、課長のほうからも細かく説明がありましたように、今年度で期限が切れるので改めてその日にちの改正をしたいというようなのが主な主旨だと思います。今の課長の説明を聞きますと、国の普通交付税のほうから75%の補助が出るということで、大変有利なことだと思うんですが、これ、今まで本市においても5年間、この条例に基づいて進めてきたところかと思うんですが、この5年間でこれに該当する企業が何社あったか。また、その企業に対する固定資産税の課税免除額は総額で幾らなのか、もし、おわかりであれば。今わかれば今答弁していただきたいし、わからなければ後で結構ですから、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 羽石商工観光課長。

○商工観光課長（羽石徳雄） ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

これは1事業法人が該当になりました。それで、金額的には337万5,000円、これの1年間です。これを減免したところでございます。それを3掛けしていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はございませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 課長、私、質問の事前の通告に入れておかなくて申しわけなかったんですが、もう既にある条例で那須烏山市低開発地域工業開発指定に伴う固定資産課税免除に関する条例がありますね。低工法に関する条例ですね。これもやはり3年間だと思いましたがね。課税免除になります。これと今回の条例ですね。この違い、ちょっと説明していただきたいなと思うんです。これはどちらが有利な条例になるのか。

○議長（佐藤雄次郎） では、今、中山議員のほうは整理しまして午後いたしますので、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩に引き続き再開いたします。

まず、最初に、午前中、農業公社に対する渡辺健寿議員及び板橋邦夫議員の質問に対して、答弁漏れがありましたので答弁をさせます。

堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 午前中の答弁漏れ等について御報告申し上げます。

お手元の手書きの表でございますが、渡辺議員から御質問が出ましたへりに対する面積割合

ということでございました。その前に、私、小型機を入れて5機というふうな報告をしてしまいましたが、再度確認しましたら、小型機はもうないということでございまして、マックスという大型機4台で稼働しているということでございますので、訂正させていただきます。申しわけありません。

それで、大川1号、大川2号機、江川機、それから、公社機ということで、同じ大きさ、1,000万円から1,200万円のマックスという大型機でやってございまして、4台稼働一斉にやりますので、おおむね4分の1ずつの面積。若干違いがあるのは、地区ごとに分けられない部分もありますので、若干の数値の増減があると、多い、少ないがあるということで御理解をいただきたいと思えます。

さらに、10ページと11ページに關しましての航空散布の委託關係の受託關係の収益と11ページの委託費關係の1,600万円何がしですが、それらの内訳としましては、1,659万966円の支出としましては、ヘリの委託料として公社以外の3機分が1,356万1,529円、それ以外の農作業の再委託、それから、飼料用稲等の委託に關する賃金等に支出してございまして、収益事業の受託事業収益2,263万円に対しましては、1,659万円の支出でございまして、その収益が全て農業公社というわけではございまして、支出のほうで管理費の中とか、いろいろその500万円の差額の中では支出をしてございまして、丸々その差額が公社の収益ということではございまして、です。その点、御了承いただきたいと思えます。

それから、板橋議員からお話がありました一般財団法人になった経緯でございまして、県からの指導ということでは間違いないんですけども、本来であればここにありますように、公益法人になったほうがよかったということではありますけれども、公益目的事業支出が全支出の50%以上を超えないと公益法人になれないという規定でございまして、その規定に基づくと、今のところ、一般法人にしかねないということでございまして、将来に向けましては、可能性がないというわけではございまして、今のところ、そういうことでございまして、追加とさせていただきます。申しわけありませんでした。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、中山議員に対しまして、低工法に關する答弁を羽石課長に答弁させます。

羽石商工観光課長。

○商工観光課長（羽石徳雄） 大変遅くなりまして申しわけございません。中山議員の質問にお答えいたします。

低開発法ということで、低開発地域工業開発地域指定に伴う固定資産税課税免除に關する条例というものがございました。これもやはり3年間の免除をするものでございまして、これに

つきましては平成18年12月で地区指定の執行がありました。それで、3年間免除を行いまして平成21年3月まで適用されまして、この条例につきましては平成22年3月で条例廃止ということになっているわけでございます。

低工法ということで、この内容につきましては、建物、償却資産、土地、そういったものが含まれて免除になるということでございますけれども、今回の条例改正につきましては、建物、構築物、土地ということで償却資産が含まれないということで、どちらが有利かと言いますと、もう既に条例はありませんけれども、低工法のほうが有利だったというふうに思いますけれども、今は条例がありませんので、この企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例、これを課税免除にさせて適用させるということになると思います。

以上であります。よろしく申し上げます。

○16番(中山五男) 了解しました。

○議長(佐藤雄次郎) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(佐藤雄次郎) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(佐藤雄次郎) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(佐藤雄次郎) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(佐藤雄次郎) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(佐藤雄次郎) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第10号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(佐藤雄次郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第11号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第10 議案第11号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第11号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、本条例中で引用する条項の移動が生じたことに伴い、該当規定の整理を行うものであります。

福島復興再生特別措置法は、東日本大震災に伴う原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興再生を推進するための特別の措置等を定めた法律であります。原子力災害の被災者、特に福島第一原子力発電所の周辺の避難指示区域では、現在も居住が制限をされ、避難を余儀なくされており、これらの居住制限者の居住の安定確保は福島の復興再生に重要な課題であります。

このため、通常、公営住宅法では、収入が一定額以下であり、かつ現に住宅に困窮していることが明らかであることが入居要件であります。福島復興再生特別措置法第21条において、居住制限者については収入にかかわらず、現に住宅に困窮していることが明らかであればよいと規定をされておりますことから、本市の条例第6条においても同様に、入居者資格の特例を規定しているところであります。

本案は、福島復興再生特別措置法がことし5月に一部改正され、新たな交付金制度の創設等が追加されたことから、公営住宅の入居者資格の特例を規定する第21条が第30条に繰り下がったことに伴い、本条例における引用を改めるものであります。何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 条例の一部改正でございますが、福島復興再生特別措置法に基づい

て、現行のものが市営住宅の設置及び管理条例の第21条として規定されているものがあって、それは収入額が一定以下のものという規定があるんですかね。それを今度は緩和をするということも含めて第30条に置きかえるという内容のものというふうに理解してよろしいんでしょうかね。もう一度その辺、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 平塚議員の御質問にお答えいたします。

今回の条例の改正は、普通公営住宅に入所できる方は住居に困窮している方、あと、収入等の一定の基準以下の方、あと那須烏山市の場合には市内に住んでいる方という規定が入っております。今回の条例の改正は、主旨は大規模な災害の場合には、住居に住んでいる者は入所収入基準等にかかわらず公営住宅に入所できる特例があります。ただし、今回の原子力災害の避難者については、住宅がなくなっておりませんので、この特例として避難指示区域に入っている方は入所基準にかかわらず公営住宅に入れますよというのが、この条例の主旨でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ちなみに数は正確ではありませんが、約15万人近く避難者がいらっしやると、このように聞いているんですけれども、那須烏山市内においては何人か、那須烏山市内に、大規模災害、特に原子力災害の避難者ということで住んでいらっしやる方がいるのかどうか。私が聞いている話では、雇用促進住宅に何家族かいらっしやるんじゃないかなという話はあるんですが、それについて、もし、今現在、那須烏山市内に居住されている災害避難者がいるのかどうか。ちょっと確認をしておきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） 福島から原子力発電所の事故に伴う避難者、これにつきましては栃木県のほうで在宅避難者登録制度ということで、各情報を速やかにお知らせするために登録制度で登録していただいております。その方は現在、市内には3名おります。

以上です。（「雇用促進住宅でいいですか」の声あり）その方も入っております。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第11号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第11 議案第1号から日程第16 議案第6号までの平成25年度那須烏山市一般会計補正予算、特別会計補正予算、事業会計補正予算の6議案を一括して上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

◎日程第11 議案第1号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）
について

◎日程第12 議案第2号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第13 議案第3号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第14 議案第4号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第15 議案第5号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第16 議案第6号 平成25年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（佐藤雄次郎） よって、議案第1号から議案第6号までの6議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第6号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号は、平成25年度那須烏山市一般会計補正予算第2号についてであります。本案は、平成25年度一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ8,845万3,000円増額し、補正後の予算総額を119億5,904万6,000円とするものであります。

今回は、国、県補助金の追加決定など緊急に対処すべき事務事業等が生じたことから、補正予算を編成したところであります。

主な内容につきまして御説明を申し上げます。まず、歳出予算であります。議会費は議会運営費として議長交代に伴う掲額用写真費用であります。

総務費は、市有財産管理費として、市庁舎を初め旧向田小学校、旧興野小学校、旧七合中学校における消防設備の修繕経費であります。市有財産整備費としては、旧興野小学校の倉庫ほか解体工事、旧七合中学校のPAS交換工事、荒川水辺公園の防護柵補修工事、旧向田保育園の給水管布設替工事、八ヶ代コミュニティセンターのフェンス交換工事などであります。庁舎整備費といたしましては、烏山庁舎1階執務室照明更新工事、日直室トイレ改修工事等の費用であります。

地域振興事業費といたしましては、里の守サポート事業実践活動モデル事業補助金の採択に伴い、大木須地区里の守未来プランに基づく事業展開に係る費用であります。そして、戸籍住民基本台帳管理費といたしまして、職員の産休に伴う代替臨時職員の2名分の賃金等であります。

民生費は、社会福祉事業といたしまして、職員の産休に伴う代替臨時職員1名分の賃金と在宅高齢者支援事業費として横枕大桶地区におけるふれあいの里支援事業に係る費用であります。

児童福祉事業費といたしましては、平成24年度子育て支援交付金の精算に伴う償還金、また、子ども・子育て支援新制度が平成27年度をめどに本格的にスタートするために、事業計画策定に係る費用であります。

私立の保育施設運営委託事業費といたしまして、保育士の人材確保対策の一環といたしまして、保育士等処遇改善事業に取り組むための費用であります。すくすく保育園運営費といたしましては、調理員の補充に伴う臨時職員賃金等であります。

衛生費は、予防事業費といたしまして、風疹の流行に伴い予防接種費用の一部を新たに助成するものであります。じんかい収集処理費としては、ごみステーションの設置事業として10カ所を予定している費用であります。

農林水産業費は、農業振興費といたしましてJA梨選果場財産処分に伴う補助金の返還金であります。果樹経営支援対策事業といたしましては、梨生産者の低温、凍霜害対策及び果樹防霜設備緊急整備事業、これは防霜ファン設置に係る費用の一部助成金であります。

市単独土地改良事業費といたしまして、国、県補助事業の対象とならない農道、水路、揚水機等の小規模整備事業9カ所の費用であります。イノシシ捕獲促進強化事業費といたしましては、市酪農組合が牧草への被害防止のためのイノシシ忌避剤の使用試験を実施するための費用であります。

商工費であります。商工観光費といたしまして、観光パンフレットのるぶ那須烏山2,000部の増刷費であります。これは当初4万部作成をいたしました、今後不足が見込まれるためであります。

土木費は、道路維持管理費といたしまして、道路施設等に係る維持管理業務委託料の追加であります。道路保全費といたしましては、道路排水施設2カ所、舗装修繕4カ所に係る費用であります。

ふれあいの道づくり事業費といたしましては、各自治会等より生活道路の整備など要望に対応するための費用であります。道路整備費では、社会資本整備総合交付金の決定に伴い減額するものであります。

市営住宅施設整備費といたしましては、神長の道路改修に伴う市営住宅施設の一部解体に要する費用であります。

消防費は、消防施設整備費といたしまして、旧三箇消防車庫の解体及び八ヶ代、福岡の火の見やぐらの撤去に係る費用であります。

災害復旧事業費といたしましては、東日本大震災における災害復旧費支援金に不足が生じるための追加費用であります。

教育費は、教育情報ネットワーク整備事業費といたしまして、児童生徒の教育環境の向上を図るため、各小中学校に電子黒板を導入する費用であります。小学校、中学校管理費といたしましては、消防設備の修繕、その他小規模修繕、PCB混入検査料等に係る費用であります。中学校教育振興費といたしましては、烏山中学校が各種大会に参加する際の生徒輸送用のバス借り上げ料に不足が生じるために追加をするものであります。

つくし幼稚園費としては、消防設備の修繕に要する費用等であります。

文化財保護費といたしまして、月次西方寺の銅像阿弥陀如来像、宮原八幡宮本殿屋根修繕、

八ヶ代西山の山桜の案内看板設置に係る費用であります。いきいき交流館管理費といたしましては、施設を南那須地区柔道スポーツ少年団が仮設柔道場として使用するための費用であります。

次に、歳入であります。国庫支出金は社会資本整備総合交付金の決定に伴う減額であります。県支出金は、安心子ども特別対策事業費補助金、これは保育士等処遇改善事業費補助金であります。

農業災害対策特別措置補助金、果樹経営支援対策事業費補助金等の追加に伴うものであります。

財産収入は小木須児童館跡地売却によるものであります。

繰入金は、介護保険特別会計への繰出金の精算、東日本大震災復興推進基金の災害復旧等支援金への繰り入れであります。

市債は、市道整備事業等の事業確定に伴う減額であります。

寄附金は、匿名様1名のふるさと応援寄附金であります。御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第でございます。なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第2号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、国民健康保険特別会計診療施設勘定予算の歳入歳出を61万9,000円増額し、補正後の予算総額を7,551万9,000円とするものであります。

主な内容は、境診療所、七合診療所における消防設備の修繕費及び七合診療所の公用車リース費用であります。七合診療所の公用車は、購入から19年が経過し老朽化が激しいために、10月の車検切替を契機に新たな車両をリース契約により導入しようとするものであります。

これらの財源は、前年度繰越金をもって措置をいたしました。なお、本案は、国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ておりますことを申し添えます。

議案第3号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ2,545万6,000円を増額し、補正後の予算総額24億6,465万6,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、前年度の介護給付費、地域支援事業の実績に基づく国、県支出金等の精査に伴う償還金等の増額及び第6期介護保険事業計画策定のための日常生活圏域ニーズ調査事業費であります。なお、財源につきましては、前年度の繰越金及び一般会計繰入金をもって措置をいたしております。

議案第4号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出予算をそれぞれ1,100万5,000円を増額し、補正後の予算総額を3億7,680万5,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、特定被災地方公共団体が有する年利4%以上の旧公営企業金融公庫に係る未償還分の補償金免除繰上償還金であります。なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第5号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、簡易水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ773万円増額し、補正後の予算総額を1億723万円とするものであります。

歳出の主な内容は、興野地区の一部における水圧不良の解消及び防火設備、消火栓設置の要望に応えるための興野市内配水管布設事業であります。財源につきましては前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第6号 平成25年度那須烏山市水道事業会計補正予算第1号についてであります。本案は、水道事業会計予算の収益的支出の原水及び浄水費等を1,616万6,000円増額し、補正後の予算総額を5億3,593万円とするものであります。

その内容は、水道施設の機器故障のための修繕及び旧配水管の漏水調査業務委託事業であります。また、資本的支出では、上水道整備費等を5,254万円増額いたしまして、補正後の予算総額4億1,042万5,000円とするものであります。

その内容は、水道施設の整備工事及び特定被災地方公共団体が有する年利4%以上の旧公営企業金融公庫に係る未償還分の補償金免除繰上償還金に伴う増額であります。

以上、議案第1号から議案第6号まで一括して提案理由の説明を申し上げました。慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されております議案第1号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算第2号について、2点お伺いしたいと思います。

まず、16ページの6款3目、農業振興費についてでございます。これは昨年の部分で、先ほど市長から説明がございました。農業振興費が梨についてのあれだと思っておりますが、一番下の果樹経営支援対策事業費1,260万円、これは先ほど申されましたように4月の凍霜被害による支援費であろうかなというふうに思います。大変結構なことだと思います。

我々経済建設委員会としても、5月に現地の視察をしたわけでございますけれども、特にひどかったのは梨ですよ。梨ももう収穫の時期を迎えているのかなと。それから、ブドウについてもリングについても、間もなく収穫ができるのかな。ブドウについてはもう終わるような

ものもあるようでございますけれども、今の現状についてちょっとおわかりであれば教えていただきたいと思います。

それから、17ページの7款4目、観光費の説明の中では観光振興費、これはるるぶの追加だということでございます。今までのるぶは4万部発行したのかなというふうに考えておりますけれども、市内ではかなりダブっているところがあるんじゃないのかなと。追加するのは結構なんです、この147万円で何部追加するのか。

これについては、市内に置いてあまり意味ないですよ。市外のほうにどんどん送っていただいて、市外のほうでPRをしていかないと意味がないのかなと思いますので、その辺のこれからもし増版するのであれば何部刷るのか。それについて一部幾らぐらいのコストがかかるのか。それから、その配布先はどのように考えているのか。そのような観点について御説明をお願いいたしたいと思います。

以上、2点でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 農業振興費関係の償還金につきましては、梨の選果場関係でございまして、小倉と中山の2カ所の選果場の償還金関係でございまして、額的には377万4,000円、460万5,000円ということで中山のほう若干大きいんですが、その総額でございまして。

それから、災害の特別措置関係につきましては、肥料ですとか、樹草勢回復のための樹木の栄養剤とかそういうもので、県から2分の1参るものでありまして、それらが入っております。

それと、果樹関係の防霜ファン関係につきましては1,260万円ですが、これらは希望をとりまして、14件の農家で希望がございまして、それらに対する防霜ファンの設置補助でございまして、現在の作柄につきましては、梨が今、御指摘のとおり主な被害状況でありましたが、幸水が既に終わりをまして、農協の話ですと平年の3割ちょっとというような、今度は豊水が出てくるんですが、豊水がまだはっきりしませんので、3割から4割になるんじゃないかなというふうな。それからあきづき、新高、にっこりと順番にいけますが、これらについてもダメージが大きいのは遅いほうが早く花が咲いていた関係で大きいかもわかりませんが、その辺は出荷状況を見ないとはっきりしたことは申し上げられませんが、現状は以上のようなことです。

ブドウとリンゴにつきましては、観光果樹園になっていまして、ちょっと系統出荷ではつかみきれないものですから、個別に私のほうで調査する以外ないものですから、今のところデータ的には手持ちにはございません。申しわけありません。

○議長（佐藤雄次郎） 羽石商工観光課長。

○商工観光課長（羽石徳雄） 久保居議員の御質問にお答えをしたいと思います。

るるぶにつきましてはパンフレットということで4万部を作成してございます。今の残数というのが200部ということになっております。今、現段階で手元にある数でございます。今般、この印刷製本代ということで2万部、単価が70円ということで、それに消費税を掛けて147万円になるわけなんですけど、単価と部数についてはこの部数を増版したいというふうに考えております。

確かに配布先につきましては、市外の事業所とか一般の事業所関係にも配布をいたしましたけれども、今後はやはりJR沿線関係の風っこ号とかその他のイベント、それと、豊島区ふくろ祭りとか、和光市民まつりとか、そういったところで市外関係にも大きくPRしていきたいというこふうなことでございまして、やはり山あげ祭につきましても、遠いところから山梨とか山形とか、そういったところからお客さんとして来ていただいているところでございますので、やはり市外関係につきましても、このるるぶのパンフレットを媒体といたしまして観光客の誘致を図っていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいまの私の2点の質問に対して大体お答えをいただきました。梨については幸水が現在3割ぐらいの収穫量ということでございます。あと豊水とかにっこりについては今後の推移を見ないと、実際の収穫量はわからないのかなとっております。ぜひこれについては、経済建設委員会でも一度、先ほど申し上げましたように視察に行っておりますので、また、時期を見て委員の皆さんと図って、我々もこの作柄について視察をしていこうかなというふうにも私としては考えております。

この説明の中でございましたように、2分の1は県のほうでもっていただけるということでございますけど、国のほうからとか、そのほかのそういう支援金というのは何かあるんでしょうか。それがもしあれば、また、今考えている、手を打っているようなものがあれば、お知らせいただきたいと思ひます。梨の部分は、特にひどい状況でございますので、十分な支援を改めてお願ひしたいと思います。

それから、ブドウについては同僚議員もブドウ栽培をやっているわけでございます。先ほど昼休みのときに聞いたら、大分やっぱりひどいということでございますので、これは行政のほうでも早目にこの現状を把握していただければなというふうにも思っております。

それから、2点目の質問でございましたるるぶについてでございますけれども、4万部で今残っているのが200部だということでございます。あと2万部増刷をするということでございますが、先ほど申し上げましたように、市内では各商店や何かを見るとかなりダブっている

ところがありました。市内に置いてもなかなかPR効果がないと思うので、2万部については先ほどの課長の説明だと、豊島区とかそういう本市が提携をしているような都市にはたくさん持って行くのかもしれませんが、これは、るるぶ本社のほうから全国にやはりまいていただいているという状況もあるんでしょう。そういう部分で広くまいていただきたいなというふうに要望しておきたいと思います。もし、お答えがあれば答えていただきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 果樹関係の国の支援につきましては、今のところございません、国に関しましては。県の災害特別措置条例に基づきまして2分の1の県の支援はいただいておりますが、その他としましては、今、県の災害特別措置条例の中の資金の借入れができることになっておりますが、それ以外にはJAでプロパー資金としまして、それらの融資に取り組んでいただいているというところぐらいしか県以外には今のところございません。

それから、その他のリンゴ、ブドウ等につきましては、御指摘のように出荷状況、生産状況、そういうものの把握に努めたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 羽石商工観光課長。

○商工観光課長（羽石徳雄） それでは、るるぶということで、これからイベント等もあるんですが、JTB各社にも置いていただいているものですから、関東エリアでも45店ぐらいありますので、そういったところを活用しながら、市外の方が那須烏山市に来ていただくような方策として、このるるぶを媒体として観光PRしていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○5番（久保居光一郎） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） まず、金額は少ないんですけども、17ページ、観光施設費の備品購入費ということで3万2,000円、長峰ビジターセンター管理運営費というふうになっておりますが、長峰ビジターセンターですね、わらび荘を震災のダメージを受けて解体をするということで、一部キャンプのできる施設のあるところと、このビジターセンターだけが残っているわけですね。

それについて、商工観光課のほうで管理されているのかなというふうには思うんですけども、清掃は地元をお願いをしているみたいな話は聞いているんですけども、今後、このビジターセンターについては現状のままでずっと市が管理をするという考え方なのか、それとも、県のほうにお返しをするというような方向なのか。その辺の考え方についてお示しい

ただければなと思います。

18ページ、ふれあいの道づくり事業1,000万円ですね。それと、辺地道整備事業費1,000万円ありますが、これはどこの道路を整備するような計画なのか。もし、路線がわかればお示しをいただきたいなと思います。

それと、20ページですね、文化財保護費116万4,000円でございますが、これは先ほどいろいろな使途内容についての説明がありましたが、後のほうで25ページに文化財案内看板設置工事というのがありまして、38万9,000円とあるわけなんですけれども、そういうものも含めてこの事業内容をもう一度説明していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

さらに、国民健康保険のほうなんですけれども、境診療所及び七合診療所の消防施設の整備ということでございますが、これの事業内容をもし説明いただければお願いしたいと思っております。

その下の介護保険特別会計補正予算がありますが、これについては第6期の介護保険計画の策定を目指して補正をするというような内容だとお聞きしたんですけれども、介護施設関係ですね、東小学校の跡地につきましては、介護付有料老人ホームということで進んでおりますけれども、旧向田小学校の校庭については、何か業者のほうにやっていただける方を募集するというようなお話でありましたが、その後、これはどのように進んでいるのか。もし、その内容がわかれば御説明をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 羽石商工観光課長。

○商工観光課長（羽石徳雄） ただいまの第1点目の質問でございますけれども、長峰ビクターセンター管理ということで予算を計上しておりますけれども、この管理につきましては、小木須自治会のほうに委託をいたしまして運営、清掃などを行っていただいているところでございます。

この管理運営につきましては、県のほうから委託金ということで26万9,850円をいただいているところなんです、県のほうからも委託をしていきたいというような意向もありますので、今後も、県から委託を受けまして管理運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 平塚議員の御質問2点について答弁させていただきます。ふれあいの道づくり事業1,000万円、これは大変要望が多い事業でございます。現在、約

10カ所要望を受けております。第1回、3カ所、約500万円事業を実施しております。今、要望のある箇所、10カ所、執行残500万円と今回要望した1,000万円、計1,500万円で10カ所を考えて予定をしております。地区としては、向田とか下境、大木須、興野、高瀬、福岡、南大和久、三箇等を考えております。

それと、次の辺地道路整備事業1,000万円という御質問なんですが、これは辺地事業ということで田野倉曲畑線、曲畑から田野倉に向かってくる道路なんですが、この事業でございます。内容としましては、現在、工事を進めている曲畑から曲田の曲田線、市道交差点付近までは平成26年度で完了する予定なものですから、その曲田線の交差点から田野倉方面に向かって1,000メートル、測量調査をする経費として1,000万円要求しております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀江功一） 平塚議員の20ページの文化財保護費についての116万4,000円の内容について、御説明申し上げます。

まず、工事請負費が38万9,000円とありましたが、これを含めて今、市の指定であります八ヶ代の西山山桜の事業を全体的に整備を進めている中で、まず、この工事請負費において看板を設置するというところでございます。その上の報償費はあそこの場所を行ってもらいますと、山桜の西側が杉山になっていますが、これは高根沢町になるんですが、そこの景観もお願いして報償費で伐採をお願いするための費用でございます。その他、山桜については樹木の回復とかその他の駐車場整備については、順次進めていく予定ですが、できることからこの山桜の整備を報償費と工事請負費で進めていくということでございます。

次に、負担金、補助金及び交付金の72万5,000円につきましては、県指定の文化財が2点あるんですが、その修理についての市の補助金でございます。1つが月次の西方寺にあります銅像の腕等が壊れたためにこれを修理する費用20万円のうち、2分の1を補助する。

もう1点が、宮原の八幡宮の修理でございまして、これが125万円かかりまして、それに対する2分の1の補助で62万5,000円、計補助金が72万5,000円ということでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） 国民健康保険の特別会計の施設勘定についての補正について御説明申し上げたいと思います。

5ページの一般管理費の需用費については消防設備の非常用照明灯器具の交換ということで4台の修繕料について計上したものでございます。それから、消防設備関係では、18の備品

購入費ということで4万8,000円ですね、こちらは境診療所と七合診療所合わせて7本の消火器の購入に要する費用ということで計上したものでございます。普通の手で持つ消火器ですね。

○議長（佐藤雄次郎） 小口健康福祉課長。

○健康福祉課長（小口久男） 介護保険特別会計に関する事で、第5期の介護保険事業計画に基づきまして、広域型の特別養護老人ホームの整備に伴う経過ということですが、これにつきましては先月の12日に事業者の説明会を実施したところでございます。2者の事業者が参加したところです。今月の2日から17日まで募集の提出ということで受け付けを行うところでございます。今月の下旬に審査会を開く予定で今、進んでおります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 大体わかったんですが、最初のビジターセンターなんですけれども、この施設はかなり立派なんですけれども、中にエレベーターがついていたりして、かなり管理費などはかかるんじゃないかなというふうにお見受けするんですが、維持管理費は県のほうからお金をもらって市が管理をしているという考え方でよろしいのでしょうか。いわゆるエレベーターのメンテナンスも含めて、今は使っていないですかね。そういうものが1つ。

これから、あのビジターセンターの利用方法ですね。ただ、あけて、あそこに置いておいても、その存在すら市民の皆さんが理解していないという実情もあるのかなというふうに思われるんですけれども、このビジターセンターの今後の利用方法、あり方も含めてどういうふうにしていったらいいか検討しなくちゃならないのかなと思っていますが、その辺、当局の考え方をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 羽石商工観光課長。

○商工観光課長（羽石徳雄） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

このビジターセンター関係の金額委託料関係につきましては、ある程度一定金額で労務単価とかそういったもので積算をされまして、26万円程度の委託金が来ているところでございます、県からですね。それで27万円程度ですね、弱ですけれども、その金額で来ているんですが、委託経費については100万円ぐらいかかりますので、70万円ぐらいは市の持ち出しになるわけなんです、確かに利用形態については管理委託は国見の自治会をお願いをしているところでございますけれども、利用方法についてはやはり停滞気味でございますので、今後、検討して、よりよい活用方法を考えたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はございませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 事前に課長のほうに質問項目は出してありますが、新規事業を中心に質問したいと思うんです。私はこの新規事業については、提案理由の中で主なものは何百万円というのは申し上げてもらえれば、私らもありがたいと思うんですね。そうしてくれれば、私らもこういった質問をする項目が減ってくるわけなんです。

それにもう一つ申し上げますが、この歳入に計上してあります事業名、これが歳出を見つけても歳出の中にないんですね、これね。そういうようなものはやはり統一していただかないと、さらにこの歳入がどこに歳出の科目にあるのか、これもちょっと見当たらないということがあまるものですから、この辺のところはこれから課長さん方、十分我々議会議員に理解できるような予算書をつくっていただきたいと思います。

ということで、まず、補正予算一般会計の10ページ、ここに歳入の15款2項1目であります。これは県の補助金ですが、ここに里の守サポーター事業補助金100万円ありますね。これは支出科目にもこのような名称がありませんので、このことについて御説明をいただきたいと思います。

同じく県補助金の15款2項2目、ここに安心子ども特別対策事業の県補助金が464万3,000円ありますね。これも支出科目のほうにこのような事業名が載っておりませんので、このことについてお伺いしたいと思います。

同じく15款2項4目に、これは農林関係の補助金なんですが、経営体育成支援事業の213万9,000円、それに農業災害対策特別補助金、これは梨の凍霜害関係ではないかと思いますが、363万6,000円と、果樹経営支援対策の補助金630万円、これは先ほどの説明ですと防霜ファンの設置の補助金のようなようです。この件についてです。これは支出にも載っておりますので、この件とあわせてよろしくお伺いしたいと思います。

それに11ページの16款2項1目、ここに土地売り払い代金、これは小木須の市の土地を売却した374万円ですが、面積はどのぐらいあったのか。それと、買い主はあとを何に利用しようとしているのか、もし、わかりましたらお伺いしたいと思います。

それに、同じ11ページの18款2項4目、これ、東日本大震災復興推進基金としまして、決算書を見ますと平成24年6,607万8,000円残っていますね。それに当初予算でも2,800万円見てあります。今回260万円。そうしますと、合わせて9,600万円からあるわけなんです。この基金、今後どのような利用、活用をするのかお伺いしたいと思います。

それに12ページの歳入の20款の5項4目、雑入ですね。この中に過年度補助金還付金

837万7,000円とあります。これは名称は書いていないんですが、この6款の農林水産業費のほうの6款1項3目のほうにこれが支出されているような、後ろのほうの別の資料にも載っておりますが、この辺のところですね。お伺いしたいと思います。

同じく歳出、15ページです。3款2項2目、これ、私立保育園施設運営委託料、これは当初2億3,700万円ほどとっております。今回、660万円の補正になるわけですね。合わせますと2億4,400万円になるんですが、そこで伺いたいのは、那須烏山市の幼児がほかの私立保育園に何名委託されているのか。この人数について伺いしたいと思います。

次に、歳出の16ページの6款1項3目です。農業災害対策特別措置事業費で727万4,000円です。これはさっきの歳入にかかわるものかもしれませんね。

次に、果樹経営支援対策費の1,260万円、これは先ほどの14件の梨農家に対する助成だということ、これはわかりました。ここで伺いたいのは、今回、助成対象、補助の対象になった農家数とか被害額、被害面積がわかりましたら、伺いしたいと思います。

次に、17ページに移りまして土木費です。8款2項2目、ここに道路維持管理費が2,500万円ありますね。これは先ほどの市長説明ですと、側溝整備やその他でもって、実は私、こさ切りとか路肩の土砂撤去、これを期待していたわけです。といいますのは、都市建設課長御承知のとおり、多額の投資をしまして道路整備をしましても、数年たたないうちに双方から枝は伸び出してくる、また、路肩に土がたまってきてしまって、せっかくの整備した道路が完全に利用されていないような道路が至るところにありますので、これらの土砂撤去について課長、どのように考えているのか。この辺のところもあわせて伺いしたいと思います。

あと8款2項3目、道路整備費のほうで7,360万円マイナスになりました。この路線名は24ページに記載をされているんですが、これはなぜこれほどの多額の事業費がここにきて減額になったのか、減額理由について伺いしたいと思います。

次に、同じページの8款5項1目、市営住宅の解体費で213万円ですね。先ほどの市長の説明ですと、神長地内の住宅の一部を解体するようですが、これは何戸分を解体して、解体の後はどうするのか。もう一度建てるのか、それとも跡地は別な利用法を考えているのか。これについて伺いしたいと思います。

次に、10款1項2目、教育情報ネットワーク整備、これは当初で1,580万円もっております。今回、568万8,000円ですね。先ほど市長説明ですと、電子黒板ということですが、私ども、電子黒板はもう全ての小中学校に設置されていると思っていたところですが、今回のこの予算でやっと全部設置となるのでしょうか。それと、具体的にこの電子黒板は各学校で1週間でも結構ですから、1週間当たり何時間ぐらいこの授業にどのような方法で利用されているか伺いしたいと思います。

次に、補正の介護保険ですが、6ページに6款1項1目償還金。当初は80万円ほどですが、今回、1,000万円ほど取りましたね。この償還理由、なぜ今回これだけ償還されるのか。お伺いします。

最後に水道事業、2ページに1款1項1目施設修繕費で753万8,000円ありますね。これ全員協議会の説明で、坂本課長は漏水調査を含むような話でしたが、市長の先ほどの提案理由では漏水調査は言わなかったものですから、これは漏水調査はどうしたのかですね。まだまだ漏水調査は必要ではないかと思っております。

平成24年度の決算書を私、見ましたら、有収率が63.6%なんです。県の平均が82.6%でもって、県平均よりも20%も下回っています。これは多分63.6%というのは、県下で最下位。税金の徴収率も同じように最下位ではないかと思っているところではありますが、これ、漏水量ですね、これから計算しますと137万2,000トンも年間に漏水していることとなりますよね。これ、供給単価の213円を掛けますと、2億9,000万円もどこかに流しているというようなことになりまして、これは喫緊の課題ですから課長として早急にこの漏水対策、調査をすべきだと思いますが、この漏水対策の調査の対策についてどのような今、計画なのか、これについてもお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、総合政策課関連の部分からお答えをさせていただきます。

まず、県補助金の里の守サポート事業補助金でございます。これにつきましては、歳出のほうで13ページ中ほどになりますが、企画費の地域振興事業費150万円でございます。こちらは里山大木須を愛する会への補助金でございますが、この里山大木須を愛する会につきましては、平成24年度、昨年度、県の補助金を受けまして里の守未来プランというものを策定しております。今年度からその計画に基づきまして事業を実践していくということで、平成25年、平成26年の2年間で事業を実施するというところでございます。県の補助金が3分の2ということでございますので、150万円のうちの100万円を県の補助金で受け入れるものでございます。

本年度の事業内容ということでございますけれども、大きくは地域のインストラクター、地域の指導者の養成、研修事業、それから大木須ブランドの創出という、特産品の開発ですね。それから、総務省の補助金を受けまして、平成25年度に事業を繰り越しておりますけれども、古民家の中の納屋を改修して厨房を整備する事業を今年度実施しておりますけれども、その厨房の備品等をそろえる事業費として総額で150万円の事業を予定しております。なお、この

事業につきましては、来年度も継続して2年間継続する予定でございます。

それから、東日本大震災復興推進基金でございますけれども、こちらにつきましては御案内のように、平成23年度に特別交付税で復興対策ということで8,937万円を交付税のほうで措置をしていただいております。それを平成23年度に基金を創設いたしまして、平成24年度から各種事業に充当しているわけでございますが、平成24年度につきましては、被災宅地復旧工事費助成事業のほうに2,860万円、それから、住宅太陽光発電設置補助事業に1,141万3,000円、合わせまして4,001万3,000円を基金から充当させていただいております。

なお、昨年の12月に全国町村会のほうから、震災に伴って建物に被害が出ましたけれども、その損壊に伴う保険金が入っております。その保険金のうち1,669万4,000円をこちらの基金のほうに積み立ていたしましたところでございますが、平成24年度末の現在高が先ほどおっしゃられましたように6,607万8,000円ございました。

今年度の当初予算でございますけれども、当初予算の2,800万円取り崩しを予定しておりますが、その内訳といたしまして被災住宅再建等資金の利子補給事業に100万円、それから、避難所のボランティアセンター用器具に200万円、災害復旧等支援金に1,000万円、住宅太陽光発電設置の補助に1,500万円ということで合わせて2,800万円を当初予算で取り崩しを予定しておりました。

今回の補正につきましては、災害復旧等支援金がほぼ確定いたしましたことから、260万円を追加で補正いたしましたところでございますけれども、これらを合わせまして今年度、平成25年度末の残高が3,551万1,000円ほど残る予定でございます。今後につきましても、各種ソフト事業に充当するほか、場合によりましては自然休養村関連施設の整備事業等にも充当が可能でございますので、今後、それらの財源として利用していきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤雄次郎） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、こども課関係についての御質問に対しまして御説明をさせていただきます。

まず、最初に10ページの歳入、安心子ども特別対策事業費補助金ですね。463万4,000円につきましては、申しわけございませんが、歳出の15ページをごらんいただきたいと思います。歳出の15ページにちょうど真ん中に、私立保育施設運営委託事業費ということで、補正総額が662万6,000円というのが書いてあります。その内訳としては、委託料が464万3,000円、これが子ども安心特別対策事業補助金ということで全額県の補助金という形になります。

その下に償還金、利子及び割引料ということですが、これにつきましては、保育所運営費負担金、償還金ということで、私立の保育園に対しまして、市のほうから1人当たり金額を払っているんですが、その私立保育園、例えば烏山保育園、みどちゃん保育園、宮原保育園に対するお金の実績に対する精算の返還金という形になります。

ちょっとまた戻って大変申しわけございませんが、安心子ども特別対策事業費補助金というのは、先ほど言いました烏山保育園、宮原保育園、みどちゃん保育園の保育士に対しまして、保育士等処遇改善臨時特別事業ということで、平成26年度新たにできた事業でありまして、保育士に対しまして補助をするという内容のものでございます。

それと最後に、市外へ委託している園児数でございますが、8月1日現在で12名の方を市外に委託している状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 続きます、県補助金関係でございます。15款2項関係で農林水産業の経営体育成支援事業費補助金というのが213万9,000円というのがございますが、これに関しましては16ページの農林水産業費の中の大変事業名が違うというか、歳出と歳入と違うんですが、備考欄の2段目にあります農業経営基盤強化促進対策事業ということになってございます。

これらにつきましては収入と支出が同額でありまして、国からの直接補助でございます。担い手の育成支援をするための機械購入、前はトラクターを購入してございます。今までは市を通らなかったんですが、平成24年度からは市を通すということでトンネル的な補助でございます。

それから、災害関係でございますが、363万6,000円、これはやはり16ページの災害関係で727万4,000円というのがございます。先ほども御説明しましたが、樹草勢回復とかそういう肥料とかの経費でございまして、補助率2分の1になってございます。

それから、同じくその欄の果樹経営支援対策事業費補助金、これは項目は同じでございますが、16ページに1,260万円というのがございます。これも凍霜害関係によります防霜ファンの設置するための補助金でございまして、現在、先ほども申し上げましたが16戸の農家で防霜ファンの導入を、受益面積にしますと12.7ヘクタールになりますが、それらに関する防霜ファン設置の経費の補助でございます。歳出につきましてはただいま申し上げたとおり、下の段にもありますが1,260万円の計上でございます。

それと、歳出の6款1項3目でございますが、災害につきましてはただいま申し上げましたとおりでございます。果樹対策につきましても1,260万円、申し上げたとおりでございます。

すが、それに加えて被害面積につきましては59.6ヘクタールでございまして、被害額にしましては、総額で2億6,914万2,000円の被害総額ということで御理解いただきたいと思えます。

農家戸数につきましては、これは梨だけでございますが45戸です。今の総額に関しましては20万円は桑も入ってございます。補助率に関しましては、先ほど申し上げましたように、県が2分の1、市が2分の1ということで対応してございます。

農林関係は以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 11ページの土地売り払い収入374万円の件でございます。場所は旧小木須児童館跡地でございます。面積は1,134平米、平米単価3,300円ということで、総額374万円で売り渡したものでございます。

なお、購入者につきましては、市内の施設経営者が個人で取得しております。購入者のお話では、個人的に買まして、個人で買った後に社会福祉法人に貸し付けいたしまして、社会福祉法人で経営いたします施設入所者の退所時の支援施設をつくりたいということで購入なさったようでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 中山議員の御質問の17ページの3点について答弁させていただきます。

第1点が道路維持管理費の2,500万円のうち、こさ切り、路肩の土砂取りは幾らあるかという点についてお答えさせていただきます。現在、倒木等が大変多い状況でございます。7月15日以降、6回程度倒木がありました。中山議員の言うとおりの枝が大変出ておりますので、今回の2,500万円のうち500万円程度は支障木等の伐採費用に使用したいと思っております。

あと路肩の土砂排除についてなんです、都市建設課のほうでは、現在、東西南北という4地区に分けて小破修繕を依頼しております。その中で交通量の多い道路についての路肩の土砂排除はこの中で対応していきたいと思っております。

あと直営班がありますので、直営班も現在、機械、建設機械が使えますので、直営班で交通量の少ない箇所は現在やっております。平成25年度も江川小学校付近の市道、平野地区、先ほどお話のありました曲田地区、あれも土砂排除をしたときの草刈りの事故でございました。そういうふうに直営班でも土砂排除をしております。

あと2点目の7,360万円がなぜ減額になったかという件について御説明させていただきます

ます。これは、当初、道整備交付金を平成25年度から実施予定でございました。6路線、1億7,000万円、それと社会資本整備交付金、鴻野山小倉線3,000万円、計2,000万円の事業を国庫事業で考えておりました。道整備交付金については、市道と林道の道路ネットワーク上のバランスが悪いということで平成25年度は断念しましたが、国、県等と協議をしまして、社会資本整備交付金、鴻野山小倉線を含めて7路線、1億4,900万円の事業費の公布決定をいただいております。この関係上、5,100万円という数字が減額になります。そのほか、滝愛宕台線とか大桶小志鳥境線等の設計、用地交渉等がおくれている部分がありますので、それで2,460万円の減額をしまして、トータル7,360万円の減額になっております。

あと、この社会資本総合交付金の件について御説明したいんですが、那須烏山市、普通なら55%の補助率なんですが、財政力指数との関係で60%の補助率ということで大変有利な事業になっております。

3点目の市営住宅等の解体費213万円という御質問なんですが、これについてお答えさせていただきます。213万円の解体費は市営住宅の神長の団地を考えております。神長団地は昭和47年、48年、49年という大変古い建物なんですが、入居者の状況を考えると、修繕しながら使うという基本的な考えで進めております。ただし、東側というんですか、山際のほうは山から湧水がありまして、1棟のうち山際の1世帯分は湿気が大変あって、部屋が使えないという状況でございます。古いものは平成20年度から部屋の使用をしておりません。

今回、道路整備、神長埜下線という道路整備で市営住宅の脇の山際に擁壁工事をする関係もありますので、その山際のある部屋を4世帯分解体したいと思っております。その跡地利用は、管理用道路と神長住宅には駐車スペースがございませんので、駐車スペースに活用したいという考えを持っております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 予算書の19ページ、10款教育費1項教育総務費の教育情報ネットワーク整備事業費568万8,000円、こちらの事業内容、それから効果、そして利用状況をどう考えているかという御質問でございます。こちらにつきましては、学校教育の情報化、いわゆる学校教育のICT化ですね。こちらを推進することを目的に、電子黒板を導入するリース料等の経費を計上したものでございます。

こちらについては、大きさは60インチの液晶のタッチパネル一体型の電子黒板となっております。台数につきましては、小学校が24台、中学校が12台、既に当初予算の中で七合小学校には3台の電子黒板導入費が計上されておりますので、今回につきましては追加で合計

で36台、若干のずれはございますけれども、おおむね2教室に1台ということで設置をしたいということで計上したものでございます。なお、こちらの利用につきましては、あわせて電子教科書ですね、教科書がやはり電子教科書というものをあわせて買うということになっております。そちらの購入費も同時に備品購入費として計上させていただきます。

なお、今回の御質問の中で利用状況をどう考えるかということでございますが、小学校につきましては、既に算数のデジタル教科書、失礼しました、先ほど電子教科書と言いましたがデジタル教科書です。言葉の訂正をお願いしたいと思います。既にデジタル教科書が入って所有しております。算数については入っておりますが、今回、理科を買う予定になってございます。

また、中学校につきましては、地理、歴史、公民、地図、それから英語、こちらのデジタル教科書を買う予定になってございます。子供たちの視覚に訴える部分で効果があるものを優先しながら、充実に努めたいということで考えてございます。

この電子黒板に伴って期待される効果でございます。効果につきましては、こちらの電子黒板を導入することによりまして、子供たちの理解の促進、いわゆる黒板に本当に詳細ないろいろなわかりやすい画像が出ることによって、児童生徒の集中力がそちらに向くということで、かなりの理解の促進が期待されるということが1点でございます。

2点目が授業内容の洗練化ですね。熟度の高い授業が期待できるということでございます。

3点目が授業時間の有効活用ということで、これまで黒板にいわゆる板書というんですね、黒板に書く時間、説明する段階で相当の時間を費やした部分がございますが、そちらをこれの導入に伴って、特定の教科につきましては、かなりの板書する時間を、ほかの説明とか理解を深める時間に向けられるということで、大きな3つの効果が期待できるということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 小口健康福祉課長。

○健康福祉課長（小口久男） それでは、健康福祉課関係で特別会計の6ページということになりますが、この償還金については当初予算80万1,000円ということですが、80万円については過年度分の介護保険料金の還付ということの80万円の予算と、あと1,000円が今、補正になっていきます国庫負担金等の償還金の1,000円の科目存ということになっております。

この償還金については1,081万円ということなんです、昨年度、平成24年度の介護給付費等の確定に伴います精算によります国庫負担金等の償還金ということになりますが、これについては介護給付費の見込額が予想したよりも伸びが低かったということで1,000万円近くの還付金が生じたところでございます。要するに、見込み収入済額と確定交付金の差額

を償還するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 水道事業会計の漏水調査の関係で御説明申し上げます。水道事業会計の予算に関する説明書の2ページをごらんいただきたいと思います。こちらの収益的収入及び支出のほうの目の2、配水及び給水費862万8,000円の補正額の内訳が備考に書いてありまして、調査業務委託336万円が今回、烏山地区の上水地域について漏水調査を行う予算となっております。

今までの漏水調査につきましては、平成23年度に烏山の上水地区をやりまして41件の漏水箇所が見つかりました。同じ年に簡水エリアも行いまして12件、それから、平成24年度、南那須地区を行いまして10件の漏水箇所が見つかってございます。特に、烏山地区につきましては、平成23年の震災以降、給水管のメーターの手前まで水道事業のほうで費用負担しまして漏水修繕を行ってきたところですが、今年度4月から8月末現在までに申し出があった漏水件数が約50件、そのうち烏山地区の漏水エリアが42件と非常に多くなってございますので、本年度9月補正で烏山地区の漏水調査を計上したものでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 漏れまして済みません。雑入関係で837万7,000円ということでご記入されておりますが、それにつきましては16ページの一番上になります。農業振興費の中に含まれてございます。それらにつきましては、先ほどもお答えしてございますが、小倉の選果場と中山の選果場の償還関係でございます。10万円ほど差がございまして、これは食と農の関係の10万円が加わっておりますので、23節では837万8,000円となっておりますが、これは歳入と同額でJAからいただきまして、そっくり償還するというものでございます。漏れまして申しわけありませんでした。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 1点だけ再質問させていただきます。

水道課長、これはまだまだ水が漏れているわけですね。それで、現在、この漏水調査というのは何割ぐらい進んでいるんでしょうか。残りというのはあと何年かけて一通りの漏水調査が終わるのか。この1点だけお伺いします。

○議長（佐藤雄次郎） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 平成24年度までに一通り全地区調査は終わっておりますが、給水管につきましては特に老朽化が激しいものですので、漏水修理をしても、すぐその近くが漏水してしまうというような状況もございまして、これは定期的に1年か2年おきにはやっ

ていかなければならないものと考えてございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時51分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 本当にお疲れのところ、申しわけございません。何点か質問をさせてもらいます。

まず、中山議員が先ほど質問されたのと、ほとんどではなくてまるっきりダブる可能性があるんですが、その中でちょっと角度を変えて質問させてもらいますと、市営住宅、4棟壊して道路をつくって、そしてそこに駐車場をつくる。神長の市営住宅、それは大変ありがたい話なんです。また、そういう中では先ほど都市建設課長から話がありましたように、現実的には修理するところはしてやらないと、住んでいる人も困るのでよくわかるんですが、あそこはもう同じ話ですから、何回言ってもしょうがないといえましょうがないんですよ。

しょうがないんですけど、ぜひともやっていただきたいというのは、あそこ、今50戸あるんです。そのうち30戸がくみとりなんです。元の県営住宅の20戸しか水洗ではないんです。ただ、水洗と言っても単独なんです。下にタンクがあるんですよ。そこにそのまま流れちゃうんですよ。ですから、ちょっとあまりいい話じゃないんですが、側溝にそのままその身が流れて出てくると。毎月1回掃除をしているんですが、そういう中で見ると全体的に浄化槽に入ったのをそのまま入ってくる。今はそこからまた下へ流れて出てきちゃう。一部田んぼに入っちゃったんですね。

ところが、今はお骨折りいただきまして、別に側溝をつくっていただきまして川のほうへ流れるようになったからいいんですが、そういう問題を考えると、全体的に例えば50戸あるうち、20戸の人は住んでいなくて、例えば5戸あけば5戸をちょっとずらして1棟壊して、また5戸をつくり直すとか、そういう何年度かにわたってそういう計画的な考え方ができないかどうか。

こういうふうに言うと失礼ですけれども、手先で一時やろう、小手先でやろうと言ったって、現実は何ら改善にならないんですよ。お風呂に入ると戸を開け閉めしますと、まず、戸は落ちちゃいますからね、何かで支えていないと。私もあそこで約10年お世話になったものですか

ら、子供4人いて6人家族で二間ですから、あそこで約9年と6カ月お世話になったんですね、私はね。そういうことがありまして、内容は知っているつもりでいますから、あまりこう言うと、昔鳥山のときに質問したら、あんまりそこで頑張らないでくださいと、幾ら金あっても間に合わないのと言わないでくれと言われた経過があるんですが、今の時代ですから、せめてトイレとかそういうのは何とか。そして、もう、先ほど言ったように昭和37年の話ですから、もうそろそろ耐用年数からしても難しいのかなと。お金をかけて修理して、また修理する。そういうことであれば、少しずつでも直していただいて新しくしていただければありがたいなとそう思っております。

それと、もう1点は、この土地の問題なんですけど、売却されたのは非常に結構なことだと思うんですね。どうしても自治体は必要なときは買い求めるんですね。買い求めるのはわかるんですよ、必要だから買い求めるわけですから、これは申しわけないけど、銀行も同じなんですよ。どうしても一等地でも何でも必要なときは買うんですよ、高くても何でも。

ところが、終わった後、どういうふうにするか。売ることは考えていないんですね。ところが持っていれば経費はかかるんですよ。やはり整備をしたり、草刈りをしたり、また、管理をしたりというのは、必ず元のわらび荘のところの県の施設じゃないですけど、やはり持っていれば100万円なり何なりかかっている。きっと温泉もこちらのやまびこの湯も80万円なり100万円なりかかっていると思うんですよ、持っていればお金がかかるんですよ。

どうして売却するか。それを考えてもらったほうがいいのかと。昔は東京都は今はどういうふうに言われているかわかりませんが、ミヤコ商事と言われたんですね。土地をいっぱい持っていて、余っているのがいっぱいあるんですよ。だから、要するに地価の相場ですと今の土地は高く売れないですね。そうしますと、財産だけ役所で持ちちゃうわけですよ。だから、不動産会社ミヤコ商事がどうして、それは東京都の話なんですよ。

那須烏山市もそういう傾向にあるのかなと若干心配しているんですが、そういうので見ると、今、持っている財産、売れるものは極力チラシでも何でも入れて、売れるものは売って、持っていなければ経費はかからない。そういうことを考えると、やはり売ってもらったほうがいいのかと思っております。

それともう一つ、水道の件なんですけど、40%の漏水、実際、現実的に東京都とか首都圏はみんな水を買っているわけですよ。工事費も何も自分らで出すんですよ。それでも人口の問題もありますけれども、何とかとんとんやっています。場合によっては利益を出しているわけですよ。

ところが、ここは言い方は悪いんですが、鳥山の場合ですよ、那珂川の水をとっていますから、伏流水をとっていますから、早く言えば無料に近い状態です。それでも赤字なんですよ。も

し、これを買うこと考えたらえらい問題だと思うんですね。そういう中で、今後どういうふうにしていくのか、今の漏水しているのは調べていますよ。調べているけれどもまだ全部終わっているわけじゃないし、そうすると、もう漏水管はここを直せばそのとおりはだめ。そういう問題もあるわけですから。

○議長（佐藤雄次郎） 滝田議員、簡潔にお願いします。

○14番（滝田志孝） 計画的にそういうのをやってもらいたい。

それともう一つ言うと、落ち着いたから言わせてもらいますと、震災が終わりましたから、震災のときに小学校のところにあったタンク、あれは市の職員で直らなかったんですね。そうですね。前に、おやめになった方々をお願いをして出てもらって、それであのタンクを直した。どういうふうになっているか、ちょっと悪いけれども、それは異動もありますから、市の職員もなかなかわからないところがある。しかし、そういうのは今はあるのかどうかわかりませんが、よっぽど教育してもらって何がどうだと、それを水というのはどうしてもなくてはならないものですから、そういう教育もよくしてもらいたい。自分たち、今いる職員で、それが直らない。そして前におやめになった方をお願いをして直した。それはちょっといかななものかなと思っていますが、そこら辺のところの考え方、ちょっとお伺いをしたいと思っています。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 滝田議員の神長住宅のあり方について答弁させていただきます。

那須烏山市の市営住宅の入所者の状況を調べてみますと、所得の少ない方が大変多い状況でございます。特に、神長住宅は所得の少ない方、それと高齢者、ひとり暮らしの方が大変多い状況でございます。家賃も使用料も四、五千円程度でございます。ここで、例えば公営住宅を新築等にすると、公営住宅法に基づいて施設の規模、それから建築年度等を勘案すると、大変家賃は高くなります。

そういう状況を勘案すると、先ほど滝田議員から詳しくいろいろ事情を聞いて、あれという部分が多々あるんですが、修理をしながら少しでも快適に過ごしていただくようにするのが一番かなと思っています。私どもの担当の前の方もこの場所から違うところに動いたらとか、部屋を変えてこっちの棟を壊そうとか、いろいろ御相談した経過があります。

そのときに、やはり今が一番だよ、今のところがずっと住んでいるんだよという言葉がいただいておりますので、先ほど言ったように、神長住宅については快適に住めるように修繕しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 土地の売り払いの関係でありますけれども、市におきましては、すぐ売れるもの、あるいはこれから活用していく土地も中にはあるかというふうに思っておりますので、市の中には公有財産管理運用委員会等がございます。そういう中で、現在の土地の状況等をよく勘案しまして、即売れるものは処分していきたいというふうに思っておりますけれども、土地によっては将来の市の政策の中にも絡んでくる土地もあるかというふうに思っておりますので、そういうのですみ分けをはっきりしながら、処分できるものは即処分をしていきたいというふうに思っています。

○議長（佐藤雄次郎） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 漏水関係につきましては、先ほど中山議員にも答弁したような状況でございますが、漏水調査につきましては、平成23年、平成24年と2年続けて行っておりますが、さらに有収率の低い旧烏山地区の上水道エリアにつきましては、今年度補正で計画しておりますので、今後も引き続き計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、職員の教育といいますか、施設の維持管理につきましては、今、公務担当の一番長い職員が4年目になっております。そういうことで人事異動がかなり激しいというか、短期間で異動されてしまいますと、過去の経験とかが継承されないままになってしまうということで、上下水道課長としましては、技術の継承という意味から、あまり異動させないでほしいというような要望は総務課長にしてございますが、人事のことでございますので、私だけの考えではなかなか難しい部分がありますし、あと職員の高年齢化もありまして、退職が間近な方もおりますので、そこを若い職員に継承していくというのはなかなか難しい部分もあるかなと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 先ほどは済みませんでした。その中で、今、都市建設課長が言われたように、やはり金額は上がるかもしれない、建て直せばですね。それでもやはりある程度のものはきちっとしないと、修繕費ばかりかかって、結果的な話になっちゃうのかなと。きっと住宅法ってあると思うんですよね。幾らか積みなさいと、家賃の何%は積みなさいよと。ただ、烏山は最後のときにお金がなくてみんなということはないけど、ほとんど使っちゃったんですよ。きっとそうだと思います。ですから、お金がないと。建て直すこともできないというのが現況だと思っています。

そういう中でもやはり徐々にできるところから、少しでも住宅もそうですし、周りも含めてやっぱり整備をしていただきたい。そういうふうに思っています。今後ともそういう中ではよ

く御検討いただきたいと思っています。

あと水道関係なんですけど、これは今、計画的にやっていきますよということですから、それに期待をしまして、少しでも早く、先ほど中山議員が言ったように2億円からの垂れ流しというのは、そういう金額を垂れ流すというのはそれだけでも随分、漏水がなくなるだけでも浮くわけですから、やはりなかなか収入が少なければどうやって出さないか。役所はどうしても出ることから節約しますけど、入ることで使うというのが一般的ですから、よく御検討いただきたい。そのように思っています。そこら辺についても考え方を、どなたが答弁するのかわかりませんが、御回答いただければと思っています。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 滝田議員の市営住宅の考え、大変同感でございます。これからも市営住宅の考え方、今、市営住宅の整備検討委員会もございますので、その場を借りまして、いろいろ今後の那須烏山市の市営住宅の考えを進めていきたいと思っています。若者向けの若い世帯向けの住宅、それからこれから高齢者が増えてきますので、高齢者向けの住宅という二通りを考えて進めていきたいと思っておりますので、御理解のほうをお願いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 漏水につきましては、できる限り対応してまいりたいと思っておりますが、いつこの箇所でも漏水が起きるか、計画的にわかっていたら簡単ですが、なかなか探知というか、漏水箇所の発見も難しい状況でございますので、できるだけ有収率の向上に向けて努力してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 14番滝田志孝議員。

○14番（滝田志孝） 水道課長に最後にお願ひがあるんですが、お願ひというか考え方で、やはり役所ですから、時間から時間しか一般的に仕事しないと思うんですね。ですから、漏水とかそういうのは夜間やったりそういうこともあると思うんですね。そういうのは外部委託しても、その金額が、漏水が減ればペイできるわけですから、そういうことは考えられないかどうか。そこをお伺ひして質問を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 樋山上下水道課長。

○上下水道課長（樋山洋平） 平成23年度、平成24年度と2年間、全地区漏水調査を委託で行いました。その方法としましては、当然昼間も調査を行いますが、交通量の多い基幹道路につきましては夜間調査も行っているように報告が上がってきてございますので、やはり静かな状態でないと漏水の音が聞こえないというような状況で、夜間調査も行っているというのが現状でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 今の水道の問題ですが、これ、調査するとか検討するなんて段階じゃないでしょう。年間3億円も損しているんだよ。毎年だよ、これ。水道課の問題じゃないですよ。市長の問題だよ、決断。どうするか。滅菌までして配水できる、本来なら集金できる水を垂れ流しているんです、費用をかけて。そうすると、これがどういうことになるかという、これは企業会計ですからね。赤字になってくるんですよ。最終的にはどうするか。利用者の負担になってくる。こういうものを垂れ流ししているようでは、とてもじゃないけどだめだ。来年度予算に計上して、業者を見つけて、早目にこの問題を解決するような、そういうことが必要でしょう。

2億9,000万円ですよ、今、中山議員が試算してくれたけど。これは緊急事態ですよ。そういうのは一水道課あたりがごちゃごちゃ言っていて、またいいかげんな質問してないでばしつと言えよ。全く何考えているんだかわからないよ。俺はそういうことに考えるから、この問題に関しては市長に答えてもらいたい。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 水道事業でございますので、私が責任者でございますからお答えいたしますが、震災のときにも大変な有収問題がこの大きな課題となっていたんですけども、新しい愛宕台のタンクを変えたことによりまして、大きな漏れはなくなったというふうに理解をいたしております。

しかしながら、それから配水する給水の支線部分は年功とともにかなり両町とも進んでおりますので、どうしてもそこから漏れが防げないというような状況になっております。今、御指摘をいただきましたことは当然の私も同感でありますので、さらに、その辺の緊急な対策がどの程度の資金でできるのか。あるいはこのある程度の年次計画で大体有収率が90%を超えることができるのか。この計画を立てながら、そういったことをできるならば予算に計上いたしまして対応ができればありがたいと思いますので、さらにそういったところを計画をさせたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） この問題はやはり今、市長が言ったように、那須烏山市全部というわけにはいかないから、旧烏山であれ、烏山のうちを2分するとか、南那須を2分して、その1つ1つをどうつぶしていくかと。4年つぶすか、5年つぶすか。あるいは1年でやっちゃうのか。業者を選定して入札させて、どんどんこの問題を解消していかなければ、年数を過ぎれば過ぎるほど赤字が増えていくということは、これは企業会計にとってはもうとんでもない損失なんですよ。

普通の市の財産で補填していけばいいという問題じゃないんですよ、これ。別なんだから。

だから、この問題に関しては、早急に市長が言うように、区割りをして、どのぐらいの予算計上して何年で解消するか。この問題を早急にやってほしい。予算は12月までの間に決めて、どのぐらいでできるのか。業者なんか1社じゃなくたっていいんですよ。2社でも3社でも。そしてできるだけ早くこの問題を解消する。こういうふうな考えで市長は今、述べたんですが、私はもっとこれを前倒して、早く2年でも、1年と言ってもなかなか大変でしょうから、2年ぐらいに分けてやる。そういう決意を持ってこの問題に臨んでもらいたいと思いますが、市長はどう考えるか。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） その件につきましては同感でございますので、改めてこの漏水対策については、今の議員各位の御指摘もいただきながら、抜本的にしかもある程度の短期的にできるようなところが最適だろうと思っておりますので、そのような計画を前向きに検討する。このようなことで考えたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 18番樋山隆四郎議員。

○18番（樋山隆四郎） 計画をしてぜひ実行していただきたい。これで質問を終わります。答えは結構です。

○議長（佐藤雄次郎） 1番田島信二議員。

○1番（田島信二） 3点ほどお願いします。

11ページの土地貸付収入とありますが、建物はあるんですか、これ、98万1,000円。あと13ページの交通安全施設整備費65万6,000円、これ、どういう……安全標識のあれなんですか。道路の内容を教えてください。

あと1点ですね。20ページ、七合公民館費9万2,000円とありますが、備品購入というのは何の備品を買ったのか。3点お伺いします。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 11ページの土地貸付収入98万1,000円でございます。内訳を申し上げたいと思います。このうちの2件は、業者が建築の際に空いている市の土地をお借りしたいと、現場事務所に使いたいということで、1件は御存じのように仲町にa uショップができたと思います。そのときに烏山職員駐車場の一部を借りましてイベント等をやりたいということで貸しております。

あと小埜の駐車場を1件、お貸しております。残る4件につきましては、東電の市有地貸付でございます。占下補償費というんですかね、鉄塔だと思っておりますけれども、それらの貸付費用になっております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） 13ページ、交通安全対策費の交通安全施設整備費でございますが、これはカーブミラーの設置、また修繕等に伴う工事費でございます。6カ所ほど要望しております。これについては新年度予算でも計上しておりましたが、今年度非常に要望等も多く、既に予算が消化し切ったことから、補正で要求するものであります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀江功一） 予算の20ページの公民館費でございますが、この中で公民館費4項目ありまして、七合公民館費の9万2,000円については、内訳で言いますと、公民館の電気料6万円、そして消防施設の消火器の修繕が8,000円、そして消火器の交換が2万4,000円ということで、合計で9万2,000円ということになります。

この備品購入費の9万4,000円は、烏山公民館、境公民館、七合公民館の消火器の交換等による備品の交換費で9万4,000円ということになります。

以上です。

○1番（田島信二） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 今の質問の答えで、随分町中のというか、市内の消火器を変えたみたいなんですけど、その使用期限はどのぐらいのものに変えたんでしょうか。うち個人で変えたのなんかは、かなり今回年数が延びているのに変わっているんですが、どのようなのに変えたのか。

それと、21ページの教育費の中のいきいき交流館管理費とありますが、このいきいき交流館というのはどこにあって、どのように今お使いなのか説明していただきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀江功一） それでは、いきいき交流館ということで、そちらから説明させていただきます。いきいき交流館は岩子にありますB&Gのプールがありますね。その南側に平屋建物があります。そこがいきいき交流館で、その南側が南那須運動場といいまして、この前、4月まで仮設住宅があつて、そこに設置した場所が、そこにあるのがいきいき交流館でございます。

いきいき交流館の事業ということで継承されていますこの内容につきましては、現在、南那須地区の柔道スポーツ少年団におかれましては、今、江川小学校の体育館の中で週3回練習しているわけございまして、週3回畳を、普通は体育館なので畳を出して、そして終わった後、しまっておく。そういうことをしながら練習しているわけございまして、大変負担がかかっ

ているということですので、今回、施設がほかにはないかということで、いきいき交流館の会議室が利用が少ないのでそこに畳を広さ28畳分あるんですが、その28畳を敷いてシートも敷いて、そこに柔道の練習場をつくるための畳の購入費の費用になっております。

普通会議をするときも畳の部屋ですので、会議として使えることですし、あそこで先週、ゲートボールが緑地公園からこちらに戻ってきました。和室ですので、その休憩室にも使えるということで、そのようなことで対処したところでございます。

もう一つ、先ほど公民館の消火器の修繕でございまして、ことしの6月ごろに消防点検ということで検査した結果、消火器5年の期間しか消火器はもちませんので、その交換ということでの今回、指摘を受けての緊急な対応ということでの予算計上でございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 消火器の件でございまして、那須烏山市の施設ですね、6月に消防設備点検を実施しております。その結果、やはり各施設にわたって今回、消火器の入れかえが生じたものと思います。総務課においてもかなりの数を今般交換しておりますが、先ほど生涯学習課長から5年という答弁があったんですけども、総務課のほうでは10年間ということで、10年が過ぎたので交換しますよということになっておりますので、こっちが正しいのか、どっちが正しいのかちょっとわからないんですけども、私どもの手持ちでは10年ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はございせんか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） しんがりを務めたいと思います。一般会計補正予算の中で、まず17ページのイノシシ捕獲促進強化事業費ですね。イノシシを捕獲するのかなという話だったんですが、どうも内容は違うようなので、その辺の具体的説明をお願いします。

続いて、教育情報ネットワークの整備事業費ですね、これが19ページ、先ほど同僚議員から質問があった件なんですけど、これは多分、矢板市内にある某電気メーカーの製品でビッグパッドという製品ではないかなと理解をしております。これはキャスター付で移動が自由なんです。したがって、プロジェクターのかわりにもなると思います。例えば体育館などで雨の日に全員集めて、そこでそのプロジェクターのかわりにそのビッグパッドを見ながら勉強できたり、あるいは説明ができる。多分そういう目的にも使えると思いますので、その辺の説明をお願いします。

最後21ページ、緑地運動公園管理費の38万1,000円です。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 農業費のイノシシ捕獲関係でございます。これに関しましては現在、電気柵で対応してございまして、今月1日号のお知らせ版等にも電気柵の申し込み等のお知らせをしてございますが、先ほどちょっと出ましたが、酪農組合のほうで、ただいま飼料作物のデントコーンが最盛期を迎えようとしております。それに関しましては、興野地区を初め今やもう南那須の福岡、八ヶ代、鴻野山、曲畑のほうまでイノシシの被害が出ておりまして、酪農組合としましてデントコーンの被害を避けるために何かないかということで検討してまいりました結果、昨年、酪農家が1軒でございますが、イノシシよらずというイノシシが嫌がる固形物があるんですね。それを個人でやってみたら効果があったというようなお話を漏れ伺ったものですから、それに基づいて酪農組合のほうで試してみたいということでございます。そのための経費でございますが、電熱線と同じように、一応今のところはそれに準じて補助率等上限10万円というような形で考えておりますが、今後その補助要綱につきましては再度検討してまいります。

さらには、このデントコーンの試験的なもので効果が見られれば、これは子牛農家等におかれます米とか野菜とかそういうものにも拡大は可能なのかなということで、設置、固形物を置いたのがまだ1週間程度でございますので、結果がまだ出ておりません。デントコーンを刈るのにまだ1カ月やそこらは日数が要するのかなと思いますので、その結果を見て、子牛農家、野菜農家にも反映できればなということで今期待しながら、実施しているところの費用でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいまの電子黒板の件でございます。こちらにつきましては、高田議員のおっしゃるとおり、液晶大手S社のほうから見積もりをとっております。また、商品名、固有の商品ブランド名については私どもちょっと把握しておりませんが、多分それに合致するものと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀江功一） 私のほうからは21ページの、今、高田議員から御質問のありました緑地運動公園管理費の38万1,000円の中身について御説明申し上げます。

1つは緑地運動公園、グラウンドがことし梅雨明けが早くで大分猛暑日が続いたために、芝とかグラウンドが大分傷んできましたので、運動場の復土作業ということで19万円ほど土を入れかえ、運び、そのほかトラクターと草刈り機があるわけですが、大桶運動公園と両方で使っているわけで、その運搬費の不足に伴いまして8万円ほど、そして、緑地運動公園で大会の

開会式等に使うワイヤレスマイクが大分ひどく壊れていたものですから、それを2台購入。そして、公用車でトラックのタイヤが減っていましたので、タイヤ4本を取りかえる費用2万6,000円。計38万1,000円ということになっています。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） まず、17ページのイノシシ捕獲促進強化ですか、これは捕獲というよりは忌避剤を使って農作物に近寄せないという方法ですよね。多分この内容については、オオカミのふんと尿を混ぜてつくるらしいんですね。オオカミを大変怖がるという習性がありますので、ただ、これは当然国内にありませんので、輸入してつくっているようなそんな話を聞いております。まず、捕獲にあたっては、現在、イノシシ1頭当たりどのぐらいの報償金が出ているんですか。

続いて、ビッグパットですね。これは先ほど言いましたように、プロジェクターのかわりになりますよね。これは大変有効活用ができると思います。それと並行して危機対策室に1台寄贈があったんですが、それが今、検討中となりまして、もう少し待つてほしいという話がありましたので、これは申し添えておきます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） このイノシシ寄せないという商品名に関しましては、御指摘のように忌避剤でございまして、寄せないようにするための苦手な臭いのする薬品でございまして。

イノシシ1頭当たりの報償関係ですが、那須烏山市では1頭当たり1,000円ということをやっておりますが、前にもお話し申し上げましたように、国の施策の中で捕獲事業で補助するというようなことではございまして、今後は1頭当たりプラスして5,000円を報償というような形で対応できるというふうに思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） これからというのは具体的にいつあたりを予定しているのか。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 国のほうの予算要求の段階でまだ決定が来ていませんので、来次第……。申しわけありません。

○議長（佐藤雄次郎） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 証拠品は何になるんですか。例えばひづめとか尻尾とか持ってこなきゃだめですよ。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） そうです。あれは尻尾を提出していただいて確認するという形になろうかと思います。

○15番（高田悦男） 了解。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、議案第1号から議案第6号までの6議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第11 議案第1号 平成25年度那須烏山市一般会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第2号 平成25年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第3号 平成25年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第4号 平成25年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第5号 平成25年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第6号 平成25年度那須烏山市水道事業会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第12号 平成24年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第17 議案第12号 平成24年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第12号 平成24年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、平成24年度水道事業決算書の損益計算書において、当該年度純利益は4,202万6,137円でありますが、この約1割相当となる420万円を減債積立金に積み立て、未処分利益剰余金の当該年度末残高1億1,673万3,909円から減債積立金を差し引

いた1億1,253万3,909円を次年度へ繰り越すものでございます。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第12号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第18 認定第1号 平成24年度那須烏山市一般会計決算の認定についてから、日程第26 認定第9号 平成24年度那須烏山市水道事業決算の認定については、いずれも平成24年度決算でありますので、一括して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

- ◎日程第18 認定第1号 平成24年度那須烏山市一般会計決算の認定について
- ◎日程第19 認定第2号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について
- ◎日程第20 認定第3号 平成24年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について
- ◎日程第21 認定第4号 平成24年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- ◎日程第22 認定第5号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について
- ◎日程第23 認定第6号 平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- ◎日程第24 認定第7号 平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について
- ◎日程第25 認定第8号 平成24年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- ◎日程第26 認定第9号 平成24年度那須烏山市水道事業決算の認定について

○議長（佐藤雄次郎） よって、認定第1号から認定第9号の決算の認定についてを、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました認定第1号から認定第9号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号は、平成24年度那須烏山市一般会計及び特別会計決算の認定についてであります。平成24年度は、市総合計画「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」の実現を目指しまして、5年間の前期基本計画における政策、施策を積極的に展開をしましてまいりました。

東日本大震災の復興を最優先課題に位置づけ、一般会計、当初予算124億8,000万円の予算を編成し、市民の安心、安全を柱とした福祉・環境・教育など市民目線、市民の生活優先を基本とした各種事業を推進してまいりました。その決算状況がまとまりましたので御報告を申し上げます。

歳入につきましては、長引く景気の低迷等によりまして市税収入は伸び悩んでおりまして、地方交付税は特別交付税のうち、震災復興分が減額となりました。

市債は、学校給食センター整備や消防庁舎整備等の合併特例債がございますが、烏山小学校、烏山中学校の校舎整備等が終了しましたことにより減額となったところであります。今後はさらなる自主財源確保のための税の収納対策等になお一層努力をしてみたい所存であります。

歳出につきましては、震災からの復旧・復興を最優先に、被災者救済や学校給食センターの整備等に努め、あわせて昨年度からの繰越事業である道路整備、農地農業用施設整備等に取り組んでまいりました。

また、合併特例債事業は、小中学校空調設備設置事業、学校給食センター整備事業、消防庁舎整備負担金事業等が完了し、道路整備事業5路線を翌年度への繰越事業といたしました。

さて、2年間にわたって最優先で取り組んでまいりました震災復旧事業は一段落をしたところでありますが、長引く景気の低迷や少子高齢化の進展等、これからの本市の財政運営はますます厳しくなってくるものと予想されます。

市では、平成25年度から10年間を見通した中長期財政計画を策定いたしました。これは今後の市財政運営の健全化を図る上で非常に重要でありますことから、総合計画後期基本計画や公共施設再編整備計画と整合性を図りながら、無駄のない確実な事業の推進を図ってまいりたい所存でございます。

平成24年度一般会計の決算状況であります。歳入総額は141億1,064万7,128円、前年度比6億4,060万8,000円、4.3%の減であります。歳出総額は135億4,570万3,449円、前年度比6億2,933万1,000円、4.4%の減であります。歳入歳出差引額は5億6,494万3,679円、翌年度へ繰り越すべき財源1,091万3,000円、実質収支額5億5,403万679円であります。

決算処分といたしまして、財政調整基金への積立額1億5,000万円、市有施設整備基金への積立額2億円、平成24年度の純繰越金2億4,036万779円あります。予算額に対する収入割合は99.3%でありまして、支出割合は95.3%でございます。

ここで、歳入歳出の主な内容を御説明申し上げます。まず、歳入についてでございます。市税は29億8,397万2,000円、対前年比4,389万1,000円、1.4%の減額であります。これらは長引く景気の低迷、震災の影響による固定資産税の減収が主な要因となっております。

また、地方譲与税は対前年比6.1%減の地方特例交付金は80.7%の減額となっております。地方交付税につきましては、震災復興特別交付税分が減額されたことによりまして、対前年比3億3,302万5,000円、6.6%減の47億2,216万7,000円となりました。

なお、本市におきましては、合併団体のために平成27年度までの10年間特例措置といたしまして、一本算定と合併算定替を比較して有利な額が交付されております。

国庫支出金は、公立学校施設整備補助金、経済危機対策交付金等の減によりまして、対前年比1億2,334万8,000円、8.3%の減額となっております。

県支出金であります。災害復旧事業費補助金等の減によりまして、対前年比703万1,000円、0.8%の減額であります。

繰入金は、財政調整基金から5億円の取り崩しを行いましたので増額となっております。

市債は、災害復旧費の減など、全体的に起債発行額を減額いたしております。

次に、歳出であります。1款議会費は議員の報酬の減により、対前年比1,521万7,000円、9.2%の減額となりました。2款総務費は、財政調整基金、積立金の減により、対前年比1億3,415万5,000円、7.2%の減額となりました。

3款民生費は、子育て支援、こども医療費助成、高齢者及び障がい者福祉支援対策など引き続き充実に努めたところでございますが、震災等による災害救助費の減により、対前年比6,455万円、1.9%の減額となりました。民生費につきましては全体の24.1%を占めておりまして、総額32億6,656万3,000円であります。

4款衛生費は、水道事業会計繰出金や塵芥収集処理費、し尿処理費、病院費などの広域行政事務組合の負担金、浄化槽設置整備費及び予防接種、健康診査事業費などありますが、特に病院費負担金の減額により、対前年比1億1,565万9,000円、8.1%の減額となりました。

5款労働費は、震災復興のための雇用対策事業の減額により、対前年比8,573万1,000円、94.6%の減額となりました。

6款農林水産業費は、繰越事業の東日本大震災農業生産対策事業、これはJA選果場整備の増によりまして、対前年比2億1,087万8,000円、57.8%の増額となりました。

7款商工費は、中小企業への資金貸付事業の増により、対前年比3,288万3,000円、10.8%の増額であります。

8款土木費は、繰越事業10路線全てを完了しております。また、合併特例債を活用した田野倉大金線、大桶小志鳥境線、月次南大和久線、三ツ木松ノ木線、野上下境線、滝愛宕台線、中央2丁目鍛冶町線など、7路線の道路整備事業や、辺地道路整備事業1路線、田野倉曲畑線に引き続き取り組みました。対前年比で4,515万5,000円、4%の増額であります。

9款消防費は、消防庁舎建設に伴う広域行政事務組合の負担金や消防施設、消防水利施設の整備等、さらには災害復旧等支援金の交付など、市民の安心、安全対策に努めたところがございますが、災害復旧等支援金の減により、対前年比9,968万8,000円、9.3%の減額

となりました。

10款教育費は、七合小学校体育館、学校給食センター、小中学校空調設備設置事業など、学校施設の耐震化及び災害復旧に努めたところであり、対前年比1億6,227万3,000円、6.5%の減額となりました。

11款災害復旧費は、東日本大震災及び台風災害等に伴う災害復旧事業費であり、対前年比2億5,990万6,000円、42.4%と大幅な減額となっております。

12款公債費は、市債元利償還金が13億4,340万2,000円で、対前年比1,888万2,000円、1.4%の増額となりました。なお、平成25年3月31日現在の市公有財産である土地、建物、山林、出資による権利、物品の状況、基金の残高状況等につきましては、決算書に付属資料として添付をいたしました財産に関する調書のとおりであります。

次に、認定第2号 平成24年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

国民健康保険の運営は年々厳しくなっておりますが、国民健康保険財政の健全な運営に意を用いながら、地域住民の医療の確保と健康増進に努めてまいりました。平成24年度の平均世帯数は5,155世帯、これは対前年マイナス82世帯であります。平均被保険者数は9,674人、対前年マイナス222人であります。

国民健康保険特別会計は、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございますので、事業勘定から御説明を申し上げます。平成24年度の決算額は、歳入決算額38億2,179万3,367円、歳出決算額が35億7,523万216円、歳入歳出差引残額は2億4,656万3,151円であります。このうち1億7,000万円を国民健康保険財政調整基金に積み立てを行いました。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金であり、歳入の主なものは国民健康保険税、国、県支出金、前期高齢者交付金及び繰入金等でございます。なお、一昨年3月に発生いたしました東日本大震災で被災をされた全壊、半壊世帯には、引き続き医療機関窓口での一部負担免除証明書を発行いたしまして、全額免除をいたしております。

今後も厳しさを増す国民健康保険財政ではありますが、国民健康保険税の適正賦課及び収納率向上対策並びに医療費適正化の推進に、なお一層努力して、健全な運営を図ってまいり所存でございます。

次に、診療施設勘定であります。歳入決算額は1億5,203万4,713円、歳出決算額は7,237万5,125円、歳入歳出差引残額は7,965万9,588円でありました。診療収入は、前年度に比べ3.2%の減であり、受診件数は6.6%の増であります。診療所が地域住民の医療の確保と健康増進に果たす役割は大きく、各位の御理解と御協力を賜りながら、今後

とも健全運営に努めてまいり所存でございます。

なお、本案は、先般的那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ております。

次は、認定第3号 平成24年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定についてであります。熊田診療所の運営は、地域医療の充実を第一に考え健全運営に努めてまいりました。平成24年度の決算額は、歳入決算額が5,707万8,052円、歳出決算額が4,783万9,007円、歳入歳出差引残額は923万9,045円であります。このうち500万円を熊田診療所運営基金に積み立てました。

診療収入は、前年度比5.9%の減でございます、受診件数は2.5%の増であります。診療所として地域住民への果たす役割は大きく、今後とも経営努力を惜しまず、健全経営できるよう努めてまいり所存であります。

認定第4号は、平成24年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。後期高齢者医療制度は施行から5年を経過し、制度に対する理解を深まり、運営も安定してきたところでございます。平成24年度の決算額は、歳入決算額が3億1,001万5,968円、歳出決算額が3億616万7,676円、歳入歳出差引残額が384万8,292円であります。

歳入の主なものは、保険料及び一般会計繰入金であり、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。今後も制度の円滑な運営を図るため、広域連合との連携を図り、市民への広報周知や円滑な窓口対応に努めてまいり所存でございます。

認定第5号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定についてであります。介護保険は第5期介護保険事業計画の初年度として、介護及び支援サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。平成25年3月末現在の要介護及び要支援認定者数は1,433名で、前年同時期と比べまして5.2%の増加となっております。このうち、1,198名、83.6%がサービスを利用してございまして、在宅サービス利用者78.5%、施設サービス利用者21.5%という状況となっております。

平成24年度の決算額は、歳入決算額が23億9,826万6,671円、歳出決算額が23億1,239万2,789円、歳入歳出差引残額が8,587万3,882円であります。このうち、4,000万円を介護保険財政調整基金に積み立てております。また、予算額に対する執行率は歳入が101.2%、歳出が97.6%であります。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国、県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。そのうち介護保険料の収入済額は4億5,623万9,778円、収入未済額は608万6,963円で、収納率は98.5%でございます。

国庫支出金、県支出金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金、交付金として交付をされたものであります。支払基金交付金は第2号被保険者の納付保険料が、介護給付費交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金として交付されたものであります。繰入金は市負担分及び職員給与費等を一般会計から繰り入れしたものであります。

歳出の主なものは、総務費が職員人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成委託料、認定審査会運営に伴う諸費用であります。保険給付費は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、低所得者の方を対象とした特定入所者介護サービス等、高額介護サービス等の費用でございます。

地域支援事業費は、介護予防事業費及び包括的支援事業・任意事業費として支出をいたしております。諸支出金は、前年度実績による国、県等負担金、返還金及び第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

全国的に高齢化が進展する中、本市においても急速な高齢化とともに、要介護認定者数の増加、それに伴う保険給付費の増加が見込まれております。高齢者が住みなれた地域で能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターを中心としたサービスの一体化を進めながら、介護予防事業の充実に努めるとともに、高齢者や高齢者を取り巻く地域の事情などを反映させた利用しやすいサービス体制の実現に努めてまいり所存であります。

認定第6号は、平成24年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてであります。農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善及び快適な水環境を保全するために、興野地区において平成12年1月に供用開始、以来、施設の適正な維持管理及び水洗化率の向上に努めてまいりました。平成24年度末現在の水洗化率は83.10%であります。

平成24年度の決算額は、歳入決算額が5,745万4,436円、歳出決算額が5,530万9,188円、歳入歳出差引残額が214万5,248円であります。歳入の主なものは、農業集落排水使用料、分担金、一般会計繰入金、市債等であります。歳出の主なものは建設事業に係る地方債の元利償還金、水処理センター施設の維持管理費等であります。

次は、認定第7号 平成24年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全を目的に、南那須地区では特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では公共下水道が平成15年3月に供用を開始いたしました。

平成24年度に事業計画を見直し、烏山地区、南那須地区を合わせた全体計画86.4ヘクタールを削減し249.6ヘクタールといたしました。そのうち、平成25年3月末で164.1ヘクタールの整備が終了し、整備率は65.7%であります。

平成24年度は、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の促進事業等に努めてま

いりました。平成24年度の決算額は、歳入決算額が3億6,414万6,865円。歳出決算額が3億3,925万958円。歳入歳出差引残額は2,489万5,907円であります。

歳入の主なものは下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。歳出の主なものは、全体計画見直し業務委託料、水処理センターの維持管理費、管渠工事費及び建設事業に係る地方債の元利償還金等であります。建設改良は、烏山地区における管渠築造工事、舗装復旧工事、舟戸ポンプ場の実施設計等でございます。

認定第8号 平成24年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定についてであります。建設改良は、漏水事故が頻繁に発生をしている向田地内の配水管布設替工事を実施いたしました。また、向田、興野、境簡易水道施設の電気設備等の点検業務を実施し、設備保全に努めました。その結果、有収率は前年度比9.1%向上し86.9%となりました。

平成24年度の決算額は、歳入決算額が1億1,424万3,356円、歳出決算額が1億179万6,603円、歳入歳出差引残額は1,244万6,753円であります。

歳入の主なものは水道使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金等であり、歳出の主なものは、職員人件費、簡易水道施設維持管理費、水道整備費、市債元利償還金費等であります。

次に、認定第9号 那須烏山市水道事業会計決算の認定についてであります。経営的面では、近年、給配水管等の老朽化による漏水事故が増加してきたために、平成23年度の烏山地区に引き続き、南那須地区において漏水調査を実施をして対応に努めた結果、有収率は昨年度より1.4%上がり63.6%となりました。

収益の面では給水人口の減少などにより、給水収益が減少いたしております。また、水道料金の未納対策を継続的に実施をしてまいりましたが、現年度分収納率は昨年度より0.1ポイント下がり99.0%となりました。

建設改良では、県の主要地方道宇都宮那須烏山市線高瀬トンネル工事に伴い、烏山地区と南那須地区の水道配水管接続のため、高瀬トンネル内において配水管布設工事を実施いたしました。また、平成23年度からの繰越事業といたしまして、愛宕台ポンプ場の送水ポンプ設置工事及び電気設備工事を実施をし、新しく愛宕台配水池が平成24年6月26日、供用開始をいたしました。

その結果、3月末までの営業実績は、給水件数8,623件、給水人口2万3,503人、有収水量239万6,716^m³、1日最大配水量1万1,243^m³であります。

収益的収支は、消費税抜きで水道事業収益が5億2,938万6,473円、水道事業費用は4億8,736万336円であります。この結果、平成24年度純利益は4,202万6,137円の黒字となりました。

資本的収支は、収入額1億4,606万1,537円に対し、支出額は4億2,305万5,

661円であります。差引不足額は2億7,699万4,124円であります。これを過年度分損益勘定留保資金及び消費税等資本的収支調整額で補填をいたしました。

以上、認定第1号から認定第9号まで、平成24年度の決算につきまして、一括提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

次に、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

岡代表監査委員。

〔代表監査委員 岡 敏夫 登壇〕

○代表監査委員（岡 敏夫） 監査委員の岡でございます。

それでは、平成24年度的那須烏山市一般会計、特別会計の歳入歳出決算、あるいは基金の運用状況について、地方自治法の規定に基づき審査に付されましたものを審査した結果を御報告申し上げたいと思います。監査委員は私と渡辺監査委員でございます。

審査の対象は、ここに書いてあるとおりでございます。一般会計と7つの特別会計でございます。審査の方法については、関係課のお話を伺いながら、資料の提出を求めて、例月出納検査の結果等も踏まえまして審査したところでございます。

決算の概要であります。先ほど市長から提案理由の説明の中で、決算の内容について詳しく説明がございました。また、皆さんのお手元に配付してありますこの審査意見書においても、会計ごとに決算内容を述べてございます。また、決算の額の数値については、表にしてありますので、したがって、私の説明は簡潔にいたしたいと思っておりますので、あらかじめ御了承願いたいと思います。

それでは、2ページについては各会計ごとの決算状況でございます。特別会計を含めた決算の状況でございますので、ごらんいただきたいと思っております。

3ページは一般会計の決算状況でございますが、一般会計の歳入総額から歳出総額を差し引きは5億6,494万4,000円、さらに翌年度へ繰り越すべき財源を1,091万3,000円差し引いた実質の収支額は5億5,403万1,000円となっているところでございます。

この実質収支額のうち、1億5,000万円、財政調整基金、2億円を市有施設整備基金に繰り入れるところでございます。決算収支の状況は次の表のとおりでございます。

財政運営の状況でございますが、歳入でございますが、収入については調定額に対して89.3%の収入率となっております。収入の主なものは地方交付税とか市税でございますが、特に市税の調定額に対する収納率は66.2%となっておりまして、前年度よりは0.8ポイント減少しておりますが、収納率はまだまだ低い状況にあるということでございます。

収入未済額も前年度に比べ減額はしております。ただ、収入未済額の内容を見ると、市税、特に、その中でも固定資産税が大層を占めてございます。収入未済額の大部分は固定資産税が93.3%を占めているという状況でございます。この収入未済額の解消には一層の努力が必要かと思っております。

それから、不納欠損額が生じておりますが、これは法令に基づいて適正に処理されているというふうに認められます。

4ページ、5ページは一般会計の歳入の状況でございます。

歳出については、支出の内容を見ますと、前年度と比較しますと6億2,933万2,000円の減額をしておりますが、これは東日本大震災関係経費の減少により、災害復旧費が減額になった。若干前年度からの繰越明許になった東日本大震災農業対策事業で、当年度に流用することになって増えている部分もありますが、大部分は東日本大震災関係経費の減少の災害復旧費の減額あるいは烏山小学校、烏山中学校の耐震事業の完了したこと等による教育費の減が大部分等によるものでございます。

翌年度繰越額は2億9,575万1,000円となっております、その内容はここに記載してあるとおりでございます。一般会計歳出の状況については6ページから7ページに記載してあるとおりでございます。

地方債についてでございますが、地方債は平成24年度末現在高が148億1,771万5,000円でございます、前年度から10億1,840万1,000円増加してございます。平成24年度末現在高のこの数値は、平成24年度の歳出決算額を超えるものという状況にあるということでございます。

続きまして8ページの特別会計に入っていきたいと思っております。国民健康保険特別会計でございますが、歳入歳出差引残の実質収支は2億4,656万3,000円となっております。このうち、1億7,000万円を国民健康保険財政調整基金に繰り入れてございます。

歳入でございますが、収入の主なもの国庫支出金あるいは国民健康保険税でございますが、国民健康保険税の調定額に対する収納率は77.2%となっております。これもちょっと低いかなというふうに思われるわけでございます。収入未済額は国民健康保険税で2億4,929万6,000円でございます。収入未済額の解消に一層の努力が必要かと思っております。不納欠損の生じておりますが、適正に法令に基づいて処理されているというふうに認められるところでございます。

その事業勘定、歳入の状況については、8ページから9ページに記載してあるとおりでございます。

歳出でございますが、支出の中身は保険給付費が大部分でございます、当然のことと思

ますが、大層を占めているところでございます。この歳出の状況については、下の表のとおりでございます。10ページにわたって記載してございます。

診療施設勘定でございますが、歳入歳出差引残は7,966万円となっております。歳入でございますが、調定額に対しては100%の収納率というふうになってございます。収入の主なものは診療収入と繰越金等でございます。

12ページになります。歳出については支出の中身でございますが、総務費あるいは医業費で、合わせまして大体98.5%を占めている状況でございます。なお、平成24年度末現在の地方債残高は486万4,000円となっております。

13ページ、熊田診療所特別会計でございます。歳入歳出の差引残は923万9,000円という実質収支額となっております。そのうち500万円を熊田診療所運営基金に繰り入れているところでございます。歳入については、調定額に対して100%の収納率となっております。収入の主なものは診療収入等でございます。14ページ、歳出でございますが、歳出の状況は総務費と医業費が大部分を占めているというところでございます。

15ページ、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入歳出差引残の実質収支は384万8,000円となっております。歳入については、調定額に対して99.6%の収納率となっております。中身については保険料繰入金等でございます。保険料の調定額に対する収納率は99.4%となっております。収入未済額が109万1,000円でございます。この未済額の解消にも努力をお願いしたいと思います。

16ページ、歳出についてでございますが、歳出の中身は大部分が後期高齢医療広域連合会の負担金でございます。全体の88.4%を占めている状況でございます。

17ページ、介護保険特別会計でございますが、歳入歳出差引残の実質収支は8,587万4,000円となっております。実質収支のうち4,000万円を介護保険財政調整基金に繰り入れしてございます。

歳入については、調定額に対して99.7%の収納率となっております。収入の主なものは支払基金交付金、国庫支出金、保険料等でございます。保険料の調定額に対する収納率は98.5%というふうになってございます。前年度より0.5ポイント増加している状況でございます。収入未済額が608万7,000円でございます。収入未済額の解消についても御努力をいただきたい。

不納欠損を生じておりますが、手続は適正に行われているということでございます。

介護保険特別会計の歳入の状況については、この表の17ページから18ページに記載してあるとおりでございます。

歳出については、保険給付費が当然にして大部分を占めているところでございます。全体の

92.4%を占めているところでございまして、その歳出の状況については18ページから19ページに記載してあるとおりでございます。

20ページ、農業集落排水事業特別会計。歳入歳出差引残の実質収支は214万5,000円となっております。歳入については、調定額に対して99.7%の収納率でございます。収入の主なものは繰入金、使用料、手数料等でございます。使用料、手数料の調定額に対する収納率は98.5%となっております。収入未済額も使用料で15万3,000円ほどあります。不納欠損も生じておりますが、手続は適正に行われております。その費用については20ページの下の方にあるとおりでございます。

21ページの歳出でございますが、中身は主なものは公債費、総務費で全体の98.6%を占めているところでございます。なお、平成24年度末現在の地方債残高は3億2,833万5,000円というふうになってございます。歳出の状況については下の表のとおりでございます。

22ページの下水道事業特別会計でございます。歳入歳出の差引残の実質収支額は2,489万6,000円というふうになってございます。歳入については調定額に対して98.7%の収納率となっております。収入の主なものは繰入金、市債、使用料、手数料等でございます、全体の84.5%を占めております。

分担金、負担金の調定額に対する収納率は64.6%となっており、前年度から2.5ポイント減少している状況でございます。諸収入の608万5,000円のうち、496万8,000円は原子力発電所事故賠償金となっております。収入未済額は負担金で450万円でございます。不納欠損は1,000円生じておりますが、手続については厳正に対処してございます。

歳入の状況については22ページから23ページの上段にあるとおりでございます。歳出でございますが、公債費、総務費が全体の80.1%を占めてございます。平成24年度末の地方債残高は26億1,651万4,000円となっております。歳出の状況については以下表のとおりでございます。

24ページ、簡易水道事業特別会計でございます。歳入歳出差引残の実質収支は1,244万7,000円となっております。歳入については調定額に対して98.4%の収納率となっております。収入の主なものは水道事業収入繰入金等でございます、87.6%を占めてございます。水道事業収入の調定額に対する収納率は97.6%となっておりまして、前年度から比較すると0.1ポイント減少している状況でございます。

収入未済額183万4,000円水道事業収入となっております。これらの収入未済額の解消にも御努力をお願いしたい。

25ページ、歳出でございますが、公債費、総務費、合わせまして全体の94.8%を占めている状況でございます。平成24年度末現在の地方債残高は3億8,408万3,000円となっておりまして、歳出の状況については以下表のとおりでございます。

財産の管理状況は土地及び建物等について表のとおりでございますが、増減の主なものは閉校となった七合中学校を行政財産から普通財産に移管したこと。学校給食センター新築による増加、南那須学校給食センター取り壊しによる減少等でございます。内容については以下表のとおりでございます。

27ページ、一般会計及び特別会計の基金の運用状況でございますが、4金融機関に分散し、定期預金を主体に運用しているところでございます。一部利子運用を目的に、奨学金あるいは地域振興基金については国債で運用しているところでございます。リスクにも配慮されているというような状況でございます。管理は適正と認められます。基金現在高は以下、表のとおりでございます。

28ページ、最後に審査結果及び意見でございますが、いろいろ出されました歳入歳出決算書あるいは実質収支に関する調書の計数は、審査した範囲の結果では適正で正確だったと認められます。予算の執行状況、事務処理についてもおおむね適正かつ効果的に執行されていると認められたところでございます。

意見としまして、以下若干触れさせていただきたいと思いますが、歳入についてでございますが、前年度と比較しまして6億4,060万8,000円の減額となっておりますが、減額となった主なものは地方交付税で、前年度の震災復興特別交付税が措置されたことによる減額でございます。そして、財源の構成比率を見ますと、自主財源が31.0%、依存財源が69.0%ということで、依存財源に頼らざるを得ない歳入構造でございます。今後とも財政状況の運営には厳しいものがあるというふうに思います。

収入未済でございますが、市税を初めとして滞納者に対する差し押さえ処分など法的措置も講じられて努力されておりますが、何せ数年度にわたる大口滞納者の影響がありまして、全体の収納率は大変低い状況に数値としてあらわれてくるということでございます。これらは今後の財政運営に大きく影響しますし、市政への信頼も弱めて、納税意識の低下につながることも懸念されるところでございます。

これらについては、そのほかにも市税、もちろん国民健康保険税あるいは分担金、負担金、保険料、使用料といろいろございます。それぞれ違うとは思いますが、共通するような項目もあるのだらうと思いますので、お互いに情報交換しながら、全体的にその滞納対策についてどうするかというものを検討する必要があると思います。

歳出については、前年度と比較しますと6億2,933万1,000円の減額となっております。

ます。当該年度は災害復旧費を3億5,348万9,000円支出し、その他の事業として消防庁舎建設、広域行政事務組合に対しての負担金、土木費あるいは教育費の学校教育給食センターの整備を実施されているところでございます。

特別会計は、ここに書いてあるとおりでございますが、実質収支額は4億6,467万2,000円となっておりますが、一般会計からの赤字補填的な繰入金に依存した運営も出る会計も見られたところでございます。やはり各会計とも独立採算の原則に基づいた経営を目指していくべきだろうというふうに思います。

なお、下水道事業については、これは毎年指摘しているところでございますが、普及率の向上を図ることは緊急の課題であるというふうに思います。

今後につきましては、まちづくりの指針となる那須烏山市総合計画後期基本計画が策定されて、平成25年度から計画実現に向け始動されておりますので、各政策の実現については進行下で適切に行い、確実な推進を図られるとともに、指定管理者業務を実施している既存施設の現状や課題等を的確に把握し、今後のあり方についても検討していく必要があるだろうと思います。

先般、新聞で報道されたのをちょっと見たんですが、特に、この中で私が思ったのは、観光施設、山あげ会館とか龍門のふるさと民芸館、これらについて、新聞報道によると、入館料を安くした。そのことによって入館者数の増を期待するというような報道がありました。しかし、そのことによって入館者数を増すということは、ちょっと考えにくいかなというふうに思います。特にリピーターの確保については、特に難しい。

じゃあ、そうかといって、企画展を開催してリピーターの確保にもつなげようかという話になっても、この施設の内容からいって、なかなかそれも難しいのかなというのは私も十分におわかっております。

したがって、今後、やはりこれらの施設について入館料を安くするだけではなくて、今後、どう運営、維持管理していくのかということをも根本的に見直す時期に来ているのではないかなというふうに思われますので、その辺の検討についてはよろしくお願ひしたいと思います。

どうぞその辺についてよろしくお願ひをして、この審査意見についての私の意見を申し上げましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、水道事業の関連の決算審査、地方公営企業法に基づいて審査に付された平成24年度那須烏山市水道事業の決算の審査について、御報告を申し上げます。

審査の対象、審査の方法等については先ほどと同じような内容でございます。

事業の概要でございます。業務の状況ということで、平成24年度の主な建設工事はここに書いてあるように、志鳥、大桶、神長地内において老朽化した配水管の布設替工事、東日本大

震災で被害を受けた西野配水場の補修工事、有収率向上のための南那須地区の漏水調査を行い、修繕工事が実施されたところでございます。

建設改良工事は高瀬地内と神長地内を通じる水道配水管布設工事を実施されたところでございます。それから、また、昨年度からの繰越事業となっております愛宕台ポンプ場送水ポンプ設置工事と電気設備工事も実施され、平成24年6月より供用開始となったところでございます。

2ページに事業の概要ということで表にしておりますので、これをごらんいただきたいと思っております。給水人口は2万3,503人でございまして、前年度より433人減少となっております。総人口普及率は80.4%でございまして、簡易水道事業の区域を除く区域内人口普及率は96.7%となっております。ほとんどの市民が公営水道の供給を受ける状況というふうに思います。

年間総配水量は前年度より減少してございます。有収水量も前年度より減少している。有収率を見ますと63.6%ということでございまして、前年度より1.4ポイント増加しておりますが、有収率は県内の状況と比較してもかなり低い数字であるというふうに思います。県内平均が平成23年度で82.6%というふうになっておりますので、かなり低い状況にあるということでございます。

3ページの予算の執行状況で、収益的収入及び支出でございまして、収益的収入の決算額は5億5,482万円となっております。前年度より463万5,000円の増額となっております。前年度と決算額を比較しますと492万7,000円の減額でございまして、給水人口減により水道使用料が減少し、給水収益が減額となったものと思っております。そのことについて、今申し上げたのは、この下の表にあるとおりでございますので、ごらんいただきたい。

収益的支出でございまして、前年度と決算額を比較すると883万1,000円、下の表に書いてあるとおりでございますが、減額でございます。主な要因は総係費、企業債の支払利息、減価償却の減額によるものでございます。

4ページでございます。資本的収入及び支出で資本的収入でございまして、前年度の決算額と比較しますと、ここの表にあるように、442万9,000円の増額でございます。主な要因は、前年度からの繰越事業の財源増加と一般会計からの出資金の増加によるものでございます。

資本的支出でございまして、前年度と決算額を比較しますと、2,634万6,000円の増額であります。前年度からの繰越事業である愛宕台配水池の建設改良に係る工事請負費が増加したことによるものでございます。その状況については、表のとおりでございます。

5ページでございますが、資本的収支の状況については、資本的収入額が資本的支出額の不

足する額2億7,699万4,000円から過年度分損益勘定留保資金、消費税等資本的収支調整額でその不足額については補填している状況でございまして、補填後の内部留保資金残額は10億4,126万2,000円と、この表に書いてあるとおりでございます。

6ページでございます。経営状況でございますが、6ページでございます平成24年度の下
の表にあります収益の部の平成24年度の合計欄を見ていただきますと、総収益が5億2,938万6,473円とございます。これに対する7ページ、総費用の計の4億8,736万円、これを差し引いたその下に書いてありますように、当年度の純利益は4,202万6,137円の純利益が出たということが、この表からわかるわけでございます。

当年度において純利益を計上している主たる要因は、収益は減少したものの営業費における総係費及び減価償却費の減少、営業外費用における企業債の支払い率が減少したことによるものでございます。

収益内容でございますが、営業収益5億1,051万6,000円、営業外収入1,887万1,000円、なお営業収益のうち給水収益は5億987万2,000円で、総収入の96.3%を占めてございます。

前年度と比較します361万8,000円減額となっておりますが、その理由は給水区域内の人口減少による水道使用料が減少したことが要因と見られます。

営業外収益は、主なものは他会計補助金でございます。

雑収益が594万8,000円で、主なものは保険金収入と原子力発電事故に係る東京電力からの損害賠償金でございます。

7ページの費用内容でございますが、前年度と比較しますと404万3,000円の減額となっております。減額した主な理由は、原水及び浄水費と配水及び給水費が増加したものの、それらを上回り職員が1名減したことによる総係費の減額と減価償却費の減額によるものでございます。

特別損失116万4,000円と記載してございますが、不納欠損処分による費用でございまして、事務処理は適正に行われております。

8ページでございます。経営比率でございますが、水道事業の収益性を見るための収支比率の推移が下の表として記載してございます。総収支比率は収益と費用の総合的な関連を示すもので、この比率が高いほど経営状態はいいというふうに言われてございまして、108.6%となっております。類似団体は107.5%。経常収支比率については、経常費用が経営収益によってどの程度賄われているか、この比率が高いほど経常利益率がいいことを示しています。108.9%でございまして、類似団体は108.6%となっております。

営業収支比率は営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示すものであり、こ

の比率が高いほど営業利益率がいいことを示し、これが100%未満であることは営業損失が生じることを意味する。当年度の比率は129.6%となっておりまして、類似団体は118.4%となっております。

財政状態を示す表は次の10ページ、11ページに記載してあるとおりでございます。資産の総額は75億4,411万9,000円となっております。固定資産は土地64億4,977万7,000円ですが、土地建物、構築物等でございます。

増額した主なものは愛宕台ポンプ場にかかる建物と機械及び装置が増加したものです。減額した主なものは、減価償却による減額と建設仮勘定の減額。建設仮勘定は主として愛宕台配水池築造工事が完了し、供用開始のため本施設に振りかえられたものでございます。

流動資産は10億9,434万2,000円でありまして、現金預金、未収金、未収金のうち未収金の内容は12ページの表に記載してございますが、そのとおりでございます。年度別内容が書いてございますが、いずれの年度のものも未収金の額は減っている。未納の状況の前年度と比較しますと減少しているという状況でございます。今後ともその回収には御努力いただきたいと思っております。

負債及び資本は11ページのほうに記載してあるとおりでございます。イの資本については、借入資本金について39億803万7,000円で、前年度比で2億4,070万1,000円減額しているところでありまして、当年度の企業債償還高は3億660万1,000円となっております。

資産の部、10ページ、負債資本の部11ページ、水道料金の未納状況12ページというふうになってございます。13ページで財務比率でございますが、経営の安全性及び流動性を見るための財務比率でございます。自己資本構成比率、これは経営の安定性を見るもので割合が大きいほどいいとされてございまして、48.1%ということで、類似団体は64.1%となっております。

固定資産対長期資本比率は、企業の健全性、割合が100%以下が望ましいとされてございまして、85.6%で、類似団体は88.9%となっております。

固定比率については、自己資本と固定資産との比率を示すもので100%以下が望ましいとされてございます。177.7%、類似団体は136.8%でありまして、このことについては固定比率、どうしても水道事業のような性質上、固定資産を多く必要とする企業、施設等の建設に借入金等に依存せざるを得ないものでございまして、借入金等について低利かつ安全に資金を導入することができているため、自己資本以上に固定資産を有していても、必ずしも財政的に不安定な状態を示すものではないとされております。

流動比率については、企業の資金繰りとその支払い能力を示すもので、短期債務に対する支

払い能力の比率でございまして、高いほどいいとされてございまして、1万7,487.8%、類似団体は931.5%というふうになってございます。

最後に14ページの審査結果及び意見でございしますが、審査した範囲内におきましては、損益計算書、貸借対照表と決算諸表については、正確かつ適正であると認められたところでございます。

事業実績については、給水状況は給水人口が2万3,503人、給水件数が8,623件で、前年度より減少となっております。また、有収率を見ると63.6%、昨年度より高くなりましたが、漏水調査等を実施し若干改善はしたものの、依然として低となっている状況にございます。先ほど補正予算の審議の中で、議員のほうからかなりの指摘がございました。私ももう例月出納検査の中においては、毎度この問題については話題にしているところでございます。その中で、一番悩んでいるのは上下水道課の担当でございます。

だから、私も言っておりますのは、上下水道課だけでは対応できる問題ではない。予算措置も含めて、それから業者の選定も含めて、市全体でやはりこの問題については、まさに抜本的な対応を図るべきだというふうに申し上げているところでございます。じゃあ、具体的にどうするんだと言われても、私もよくわかりませんが、本当に市を挙げてこの問題については対応していただきたいと思っております。

経営状況を見ますと、総収益から費用を差し引いた4,202万6,000円の純利益を計上してございます。総収支比率、経常収支比率、営業収支比率とも平均より高く100%を上回っており、健全な経営状況にあると思えますが、今後とも経営の合理化には努めていただきたい。

財政状況については、財務比率の各指標とも前年度より改善傾向にあるものの、類似団体平均を下回るものもあるため、今後の推移を注視していく必要があると思えます。今後にありました収益の面では人口減によるさらなる給水収益の減少が想定されている。費用の面では水道施設等の修繕、建設改良事業を進めなければならない、それに伴う費用の増加が予測されます。全国的にも問題となっております水道管の老朽化問題は本市においても例外ではなく、現状調査の上、計画的に布設替工事を行うなどの対策が必要だと思えます。

特に、ライフラインのこういう問題が、何か事故があったときには大変な問題になります。本当に緊急の課題だというふうに思いますので、市全体を挙げて、この問題については対応をお願いしたいと申し上げまして、私どもの審査意見を以上で終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、市長の提案理由の説明並びに代表監査委員の決算審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、去る8月27日の議会運営委員会で決定のとおり、9月9日に行うこととしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、平成24年度決算認定の質疑については、9月9日に行うことといたします。

◎日程第27 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第27 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した陳情書は付託第1号のとおりであります。この陳情書については、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、所管の総務企画常任委員会に付託いたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の会議は、明日午前10時から開きます。本日はこれで散会いたします。大変御苦勞さまでした。

〔午後 4時50分散会〕